

令和元年12月12日(木) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	古濱 薫
副委員長	住友 珠美	〃	小口 俊明
委員	石井 伸之	〃	藤江 竜三

○欠席委員

委員	稗田美菜子
----	-------

○委員外議員

議員	上村 和子
----	-------

○委員外出席者

陳情者	陳情第33号陳情者	陳情者	矢田富士子
-----	-----------	-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	しょうがいしゃ支援課長	堀江 祥生
副市長	竹内 光博	高齢者支援課長	馬場 一嘉
教育長	是松 昭一	子ども家庭部長	松葉 篤
政策経営部長	藤崎 秀明	生活環境部長	橋本 祐幸
市長室長	吉田 徳史	(兼) 防災安全担当部長	
政策経営課長	黒澤 重徳	都市整備部長	門倉 俊明
課税課長	山田 英夫	都市整備部参事	江村 英利
収納課長	毛利 岳人	会計管理者	矢吹 正二
行政管理部長	雨宮 和人	教育次長	宮崎 宏一
総務課長	津田 智宏	教育総務課長	高橋 昇
建築営繕課長	近藤 哲郎	教育施設担当課長	古川 拓朗
情報管理課長	林 晴子	(兼) 政策経営部資産活用担当課長	
法務担当課長	中村さゆり	教育指導支援課長	三浦 利信
職員課長	平 康浩	指導担当課長	荒西 岳広
防災安全課長	古沢 一憲	生涯学習課長	伊形研一郎
検査担当課長	村山 幸浩	市立学校給食センター所長	土方 勇
市民課長	吉野 勝治	公民館長	石田 進
健康福祉部長	大川 潤一	監査委員事務局長	佐伯 真
生活福祉担当課長	北村 敦		
くにたち中央図書館長	尾崎 清美		



## ○議会事務局職員

議会事務局長 内藤 哲也

議会事務局次長 波多野敏一



## ○会議に付した事件等

## 1. 議 題

- (1) 陳情第33号 国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情
- (2) 陳情第34号 学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情
- (3) 第62号議案 国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- (4) 第63号議案 くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案
- (5) 第64号議案 くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案
- (6) 第82号議案 国立市印鑑条例の一部を改正する条例案
- (7) 第77号議案 令和元年度国立市一般会計補正予算（第5号）案  
（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、民生費、消防費、教育費、諸支出金）

## 2. 報告事項

- (1) 第5期基本構想第2次基本計画の策定状況について
- (2) （仮称）国立市行財政改革プランの策定状況について
- (3) 令和元年度台風第15号及び第19号への対応状況等について

## 審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第33号	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情	1.12.12 採 択
陳情第34号	学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情	1.12.12 継 続 審 査
第62号議案	国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案	1.12.12 原 案 可 決
第63号議案	くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案	1.12.12 原 案 可 決
第64号議案	くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案	1.12.12 原 案 可 決
第82号議案	国立市印鑑条例の一部を改正する条例案	1.12.12 原 案 可 決

番 号	件 名	審 査 結 果
第 7 7 号議案	令和元年度国立市一般会計補正予算（第5号）案 （歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、民生費、 消防費、教育費、諸支出金）	1. 1 2. 1 2 原 案 可 決

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

この際、御報告いたします。稗田美菜子委員より欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。



議題(1) 陳情第33号 国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情

○【遠藤直弘委員長】 それでは、議題に入ります。

陳情第33号国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申し出があります。陳情者の個人情報に配慮し、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【陳情第33号陳情者】 済みません、着座にて失礼いたします。

趣旨説明の前に、今回の件についてお礼を言わせてください。まず、きょうこの日のために限られた時間の中、御尽力いただいた議員、職員の方に厚く御礼申し上げます。正直私がこの場に立つのは容易なことではありませんでした。途中、陳情を取り下げようかと思ったりつらいときもありました。しかし、御尽力いただいた議員や職員の方々の御厚情に触れ、ここまできょうこの場に立っています。本当にありがとうございます。

では、趣旨説明をさせていただきます。今回私が陳情を出したのは、市内にパートナーと暮らしている同性事実婚などを含め、さまざまなカップルが暮らしているのを知っているからです。その中にパートナーシップ制度を切望している仲間もいます。ただ、その人たちはさまざまな事情を抱えており、なかなか表に立って発言することが難しい状態にあります。

私は故佐藤市長の在任中から、市長室などとセクシュアルマイノリティーの施策について、当事者として助言をしてきたこともあり、私が陳情を出そうと決めました。私にもパートナーがいて、国立市で家族として暮らしたいという願いが出てきたことも理由の1つです。国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の前文では、「全ての人を孤立や排除から援護し、社会の一員として包み支え合う地域社会の実現を目指している」と述べています。

しかしながら、現在の法律では婚姻という形をとれないカップルを地域として認めるパートナーシップ制度が国立市にはないのが現状です。この状態では婚姻という形をとれないカップルはパートナーに緊急事態が起きた場合、家族であることを証明するものが何もなく、場合によっては連絡すら来ない可能性があるのです。

こうした状態では、婚姻という形をとれないカップルは孤立し、社会から排除されているような感覚を持ってしまうのは否めないと考えます。事実、パートナーシップ制度がないことにより、国立市から渋谷区へ引っ越し、パートナーシップを取得したカップルも存在するのです。また、同条例の第2条第1項には、男女平等参画とは、「全ての人が、性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画することをい

う。」と個人の尊重についての記載はありますが、パートナーとの生活を保護または援護する内容がないのは同条例の前文に当たる全ての人々が性別の壁を超えて、互いの人権を尊重し合い、自分らしく生きることができる社会を築くという方向性と矛盾しているのではないかと考えます。

近年、特に今年度に入ってパートナーシップ制度を導入する地方自治体が急増しています。現在、導入を検討中の地方自治体も全国的に多くなってきています。陳情の趣旨にも書きましたが、人権に関する条例が3つもある国立市で、パートナーシップ制度がないのはおかしいのではないのでしょうか。なぜなら人権擁護は包括的にされるものであって、人によって差異があってはならないものだからです。正直当事者としても納得がいかず、市民としては恥ずかしいと思っています。ぜひ遅くとも1年以内に条例を改正し、パートナーシップ制度の施行をしていただきたいと切に願っています。趣旨説明は以上です。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 本日は陳情者さんにおきましては、勇気を出して来てくださったこと、本当にありがとうございます。では、質疑させていただきたいと思います。

質疑ですけれども、今までお二人で生活をされてきた中で、パートナーシップ制度があればよかったなと感じるような場面がありましたでしょうか。また、もしあったとしたらどのようなときにそう感じられたか、御自分の思いなどを語っていただけたらと思うんですけど、よろしく願いいたします。

○【陳情第33号陳情者】 今までの生活の中で、パートナーシップ制度があればよかったということなんですけれども、私のパートナーが4年ぐらい前に大腸がんになりました。それは開いてとってみたら軽度だったんですけれども、その手術を受ける際に親族ではないということで、手術の待合室で待たされることもできなかつたですし、それこそICUに入ることもできなかつたですし、現状切った後いろいろな説明とかがあると思うんですけれども、それは御家族に対するもので、私は制度上、今法律上家族でないの、説明を受けられませんでした。なので手術を受ける前の説明、受けた後の説明、また手術中の状態のとき、意識がないときにそばにいれませんでした。そういうことがあり、もしこれが家族であれば、手術の待合室で待たし、ICUにも入れたし、そばにいたのかなと思いました。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。本当に今お聞きすると緊急事態のときに、今の中では認められないところがあって、事実上不都合が生じたということですね、わかりました、理解いたしました。

では、次の質疑をさせていただきます。先ほどの趣旨説明とかぶるかもしれないです。文中に市民として保障される権利が何一つなくなってしまうような感覚とは、本当に生きる上で不安定な思いをされて、私たちでは想像できない、容易にわからないような大変さがあったのではないかと想像するところなんですけれども、もう少し困難さを思うところ、かぶるかもしれませんが、生活をしていく中であったらお願いいたします。

○【陳情第33号陳情者】 先ほどの病院の件もありました。まず病院では何かがあった場合、家族の扱いをされないということ、もう1つ挙げられるのが不動産の問題です。不動産であればやはり全部事情を説明しないと、この人は何者なんだというのがある。変な話、これは国立市で条例が施行される前の話なので、そのときの経験という形でお話しさせていただくんですけども、そこでカミングアウトの強要が発生するわけです。この人は一体何者なんですかといったときに、パートナー、制度

上家族ではない、いとことか親戚とかとうそもつけたと思うんですけども、ただ、うそをついてしまうとそこで不動産の契約が不履行にされる、虚偽ということで不履行にされてしまう場合があって、それは怖かったので、最初に国立市で暮らしていたときに私1人が契約して誰も住んでいませんということにして契約をしました。じゃないとお互いに保証人を立てなきゃいけないとか、双方1個の部屋に契約をしなきゃいけないので、一本化ができないんです。

パートナーは身寄りがないので保証人が立てられない状態です。保証人の会社とかがあるんですけども、お金がかかってしまうということもあり、私はまだ親族がいるので保証人を立てられたので、私が保証人を立てて最初の住んでいるところを契約しました。

ちょっといろいろあって、どうしても言わなきゃいけないという、長いことお家に住んでいたのが不動産の人に言ったときにもすごい怖かったです。この家に住めないんじゃないかと思っていて、それは賃貸におけることなんですけれども、そういう不動産の契約に関してはすごく不安だなというのがありました。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今の陳情者さんの御説明で、不動産1つとってみても普通でしたらスムーズにいくところが、なかなかそうではないということと、感覚的に不安定な中にいるということがよくわかりました、ありがとうございます。

最後の質疑になりますけれども、パートナーシップ制度が各自治体によって、例えば世田谷区とか渋谷区がありますが、少し内容が違ってくるのかなとこの間読んでみて思ったところなんですけれども、もし国立市でつくるとしたらどのような制度にしたらいかなというのを考えていらっしゃいますか。

○【陳情第33号陳情者】 渋谷区におきましてはパートナー、カップル双方が公的な書類を交わすというのがありまして、それもお金を持っていないとやはり公正証書をつくるのもなかなか難しかったです。双方にかけるのでそのハードルがすごく高いです。それは条例でやっているの仕方ないことなのかなと思うんですが、国立でできた暁には、例えば公正証書を交わすというのはそのときの選択の自由にしてほしい。なので別にかけたい人はかければいいし、かけたくない人はかけなくてもいいみたいな、例えば宣誓のみでこれはあくまでも私の今の思っていることなんですけれども、宣誓のみにしてパートナーシップ証明をくださいという書面とプラスその後でパートナー2人がお互いかけたいのであればかけても大丈夫ですみたいな、必須条件にしないしてほしいということです。そんなところです。

○【住友珠美委員】 わかりました、ありがとうございます。以上です。

○【古濱薫委員】 陳情者の方には本日、本当に勇気を持ってここに来られたことを大変感謝いたします。こういった内容ですから今まで本当につらい思いをしたこともあったでしょうし、そのことを思うと本当に勇気をたたえたい気持ちであります。質疑をさせてください。

この条例がまだ内容ですとか国立らしいパートナーシップ制度ってどんなのかとか内容については全然これからなのですが、この条例ができることによって御本人の、そしてパートナーの生活はこれからどのように変わるだろうかとお考えでしょうか。

○【陳情第33号陳情者】 まだ全く想像できなくて、もうずっとこそこそ生きてきたのが普通なので、権利を認められたということが今この場ぐらいしか多分ないんです。なので、ちょっと想像ができないんですけど、でもきっと幸せになると思うし、うれしいと思うし、これで守られる、安心できるというのは確実にあると思います。例えばそれこそどういう制度になるのかわからないですけど

も、当事者が施行された上で何か例えばこういう機能を持ってほしいとか、緊急事態とか不都合というのは当事者によって形はさまざまなので、これはあくまでも仮定の話、想像の話なんですけど、まずできるとしたらそれぞれの状況下における方々において、重複してしまうんですけど、何か緊急事態があったときには、ちょっと臨機応変にというか、こういうことがあったのでちょっと助けてもらえませんかみたいな要請がしやすいような形で、そのときにできる行政としての対応ができたらどうか、困ったなという起こったことに対して臨機応変さというのがあればいいかなと思っています。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。今本当にこそそと生きてきたというようなお言葉がありました。そして、認められたのは今が初めてのような気がするとおっしゃいました。本当に切実な思いをしっかりと受けとめたいと思います。そして、守られる安心感、これを市が、行政がこの条例をつくると決まったら、どのようなものにするか本当に真剣に考えないといけないなと感じました。

次の質疑で、もしも他市や他区の当事者の方たちで、そういうパートナーシップ制度ができた地域の方のお声を知っていたら、できてこんなふうになった、こんな気持ちになったとか、もし御存じでしたら教えていただけますか。

○【陳情第33号陳情者】 ほかの自治体のことに関して私もニュースになるたびにインターネットニュースでさっと見るぐらいしかわからないんですけども、どうやら仲間の中でとりにわざわざ引越した人とかもいる話を聞くと、やはりどこの行政とかではなくて、とある行政のお話です。とある行政はパートナーシップ制度を出したら出しっぱなしで、その後のフォローがないそうなんです。要はもう発行したから極端な言い方ですけど、これでいいでしょうというので終わり、最初に決めた保護の対象とする区分以外のことで何か不都合があった場合には、やはりちょっと対応できませんという返答をされるような行政もあったそうなんです。やはりそれだとせっかくパートナーシップ制度があるのに、絵に描いた餅になってしまう。それはその当事者のニーズにフィットしていないと思うので、それを全部が全部やれというのではないですけども、ただ、それぞれの方々の困っている状態をとりあえずヒアリングをしていただいて、そのときにできることがあれば柔軟に対応していただけたらというのがあればいいんじゃないかなと、さっきの話と重複しちゃうんですけど、思ったりしました。

あとは渋谷区の公正証書をお互いにかけるというのは、当事者としてこれは私個人の意見なんですけど、すごくハードルが高くて、公正証書を作成するときにそこでカミングアウトしなきゃいけないじゃないですか。例えばカミングアウトして、行政書士さんがそういうのに知識がある方なのか、ない方なのかというのも正直わからないですし、仲間の中でげんそうな顔をされた人もいたそうなんです。行政書士をつくってカミングアウトをしたときに、えっという顔をされた人もいたみたいなので、それもハードルが高いなと、お金以外にも精神的な負担が高いなと思いました。なので、言わなきゃできないというのは何か違うなと私個人は思っているので、できれば国立市ではその条例でもありますけれども、言うか言わないかとかつくるかつくらないかとかそういうのはその人個人に、年齢とか生活状態によってもそれは違うと思うので、対応していただけたらなと思います。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。本当に当事者の方や当事者の方を知っている方のお言葉だなと感じました。条例ができてそれをまず得るのに公正証書だとかのハードルが高いですか、またそれを発行してもその後のフォローがないとか対応できないとかは、本当にこれから私たちがもし採択されてつくるとなったら、課題が見え隠れする絵に描いた餅にならないような運用という面ですっかり考えていかなきゃいけないことだなということがわかりました。ありがとうございます。

○【藤江竜三委員】 それでは、1点だけ質疑させていただきます。陳情書にセクシュアルマイノリティーの人も事実婚の人も誰もがパートナーと一緒に安心して暮らし続けられる国立市というふうに書いてあるんです。セクシュアルマイノリティーの人と事実婚の人も、あと誰もがとなっているかと思うんですけども、どういったところを想定しているのかとかもしあれば。例えば私なんか思うんですけど、現状法律として結婚できないカップルというのはきょうだい間であったりとか、複数、妻妻夫とか夫夫妻とかさまざまなパターンで想定できると思うんです。そういったところもパートナーという言葉になると疑問なところも出てくるかと思うんですけども、そういったところも包括的に認めていってあげたほうが私はいいのじゃないかなと思うんですが、そういったところも考えていただくとかするんでしょうか。

○【陳情第33号陳情者】 済みません、妻妻とか夫夫というのは……（「3人」と呼ぶ者あり）3人、そこがごめんなさい、なかなかわからなくて、例えば極端な話、既婚者のカップルがいて、片方が同性愛者で、その人が恋人を持っている場合もということを指すんでしょうかね。要は同性の不倫関係にあるとか。

○【遠藤直弘委員長】 もう一度質疑し直してください。

○【藤江竜三委員】 不倫とかじゃなくて公に双方、3人が認め合っている場合というのが、私は例外じゃなくあるというのをテレビとかでも見たことがあるし、宗教上そういうのを認めているものもありますし、さまざま考えられると思うんですけど。

○【陳情第33号陳情者】 ちょっと質疑の内容がどう答えていいのか、私はその当事者じゃないのでちょっとわからない。

○【遠藤直弘委員長】 じゃあ質疑を変えていただけますか。

○【藤江竜三委員】 とりあえずそういうところはあまり考えていなかったというようなところかなと思ったんです。わかりました、行政のほうにも聞いてみたいと。

○【小口俊明委員】 陳情者の方には大変大きな勇気を出していただいて、国立市議会のほうに陳情を出していただきまして、大変にありがとうございます。先ほど来の他の委員からのやりとり、また、陳情者の御発言で大分わかったんですけども、場合によって家族であるということを示すものを持つ必要があって、これまでの経験の中でそういったことがその場において理解されずに、不都合があったということですから、例えば今回の陳情に基づいてパートナーシップというものを国立市で制度化した場合には、やはりパートナーシップ証明書というものが国立市の名前で発行されるということによって、その方々がそういった場面において家族として示せるということが想定されるんだろうと思いました。そういう理解でよろしいかどうかを確認をさせていただきます。

○【陳情第33号陳情者】 大丈夫です。ありがとうございます。

○【石井伸之委員】 陳情者の方におかれましては、大変な勇気を持ってこうして陳情を提出していただきましてありがとうございます。小口委員の質疑の続きのような形になるのですが、国立市の隣の府中市では、府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づいて、宣誓書が得られるというような情報はその点について陳情者の方にとって、何かお考え等がございましたらお聞かせいただければと思います。

○【陳情第33号陳情者】 ほかの行政の方が決められたことなので何ともですけど、むしろそれを聞いたときに国立市だったらこうだったらいいな、ああだったらいいなみたいなのが逆に希望が出てきてしまって、国立市だったらどういことができるんだろうというのが逆に期待というんですか、答



えになるかどうかわからないんですけど、それを做ってこうだったらいいなという希望というか期待が出てきました。

○【石井伸之委員】 ありがとうございます。

○【遠藤直弘委員長】 陳情者に対する質疑を打ち切ります。

ここで陳情第33号について署名が追加されておりますので、局長より御報告いたします。

○【内藤議会議務局長】 それでは、御報告申し上げます。陳情第33号につきまして、その後賛成署名が235名追加され、ほか235名となりました。以上、御報告申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 署名の追加については以上のとおりであります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 先ほど陳情者の方にも質疑していたんです。セクシュアルマイノリティーでかなり多くの方が想定している部分というのもあると思うんですけども、さらに想定がしていない部分、先ほど言ったような妻妻夫とか夫夫妻とか3人とか4人の場合もあるでしょうし、それをお互い認め合って暮らしていて、どこか1つは正式に婚姻できるけど、もう1つは婚姻できないよというような状態で暮らしにくいという状態もあるかと思えますし、また、17歳と21歳、高校生ぐらいからつき合っていればそういったこともあるでしょうし、そういったさまざまな現状、結婚はできない、または今後の法改正などで結婚できなくなるというようなこともあるかと思えます。

そのほかにもテレビやインターネットを見ているとものと人という場合もありますし、本当に今現状このパートナーであったり、結婚というものについてさまざまなニーズがあるかと思うんですけども、そういったところを行政としてはどの程度まで幅広く捉えていこうと考えているのかというような、今、一定はないと思えますけれども、考え方なり検討はありますでしょうか。

○【吉田市長室長】 大変難しい問題、質疑だと捉えておりますが、今現在全国で約30自治体がこのパートナーシップ制度を導入しておりますが、調べたところによりますとどの自治体も、今質疑委員がおっしゃったような異年齢ですとか複数といった形のパートナー関係を自治体で証明しているという制度はないと見ております。おっしゃった複数だったり年齢差について、現状で行政課題として正直なところ十分な認識を持っていないところはございます。今回の陳情の内容の同性カップルですとか事実婚については、やはり当事者からのお声というのはいただいているところです。今回の陳情が採択された場合の制度検討に当たっては、一定の検討の余地はあるかもしれませんが、現状で担当部局としてはそこまでを含めていくというような考えは今のところ持ってございません。

○【藤江竜三委員】 そうなると現状そういった当事者の方がいらっしゃらなくて、そういう当事者の方が出てきてから考えたいというようなことになるんですか。

○【吉田市長室長】 そうですね、そういった方々がどのように行政のほうにお声をいただけるかというところもあるとは思いますが、やはりなかなかこのパートナーシップの制度だけじゃなくても、全庁を広げてもなかなかそのような声をいただいているという認識がまだ十分ないのかなと思えますが、お声をいただいたということがあれば、そこは1つ考えていくことができるものかと考えております。

○【藤江竜三委員】 現状そういった方の声というのは相当拾いづらいし、声を上げづらい面、偏見、皆さんが想定していないということは、さらにより強い偏見がある意味であるんじゃないかなと思えますので、ぜひとももしそういった声があったら、具体的にいろいろ考えていってほしいなと思えます。それでこの制度をつくるに当たって何か心配な点であったりというようなことは、行政の点では

何かあるものなんでしょうか。

○【吉田市長室長】 やはりまずパートナーシップ制度におきましては、行政が公的に証明するというのが一番大きな意味があると思います。この証明が行政の証明だけではなくて、さまざまな生活の困り事に使える制度になるかどうかというのが1つ課題かと思います。そのためには民間の企業さんや、先ほど陳情者の方からのお話がありましたが、不動産または病院等の御協力なしには、この制度の実効性がないかと思いますので、このあたりは制度構築に当たっては民間の企業等にも御協力を願っていくということは必要かと考えております。

○【藤江竜三委員】 結婚していると学費が安くなるという大学もあったかと思うんですけども、そういった学校などに対しても、うちではこれは結婚に相当して認めているんだけどというような働きかけみたいなことも想定し得るんでしょうか。

○【吉田市長室長】 今回の陳情内容は条例改正という形になりますので、やはり条例となれば一定の権利の制限、義務の発生ということが市内に関してはできるものかと考えております。例えば市外の学校さんですとか病院さんですとか、そういったところに対しては条例の効力としては十分ではないかと思いますが、例えば担当課のほうで要請をすると。先ほどのお話にもあったように、個々の状況にあわせてできる限りでのパートナーシップ証明があるので、ぜひ配慮してもらいたい、協力してもらいたいということを声をかけていくことはできるものかと考えております。

○【古濱薫委員】 私、前回の決算特別委員会の際に、当局へパートナーシップ条例の制定を考えていますかという質疑をしました。そのときも前向きなお声をいただきましたが、その後の進捗などは何かあるのか教えてください。

○【吉田市長室長】 これまではパートナーシップ制度は要綱等で検討できるかというのを市長のほうからも議会で答弁させていただいております。この制度を導入するに当たっては、実効性ということで大きく言われているのが不動産、市営の住宅を持っている場合にはこの証明があることによって家族と同様の取り扱いができると。または市内に病院を持っている場合には、その病院に対して医療同意ですとか家族相当の面会等が実行できるというところがあると聞いておりますが、国立市にはその両者も持ち合わせていないという中で、どのように実効性を持つのかというのがこれまで課題ではありました。

ただ、先日の台風19号等によって避難場所、避難生活を送る際に例えばこの証明書があることによって、片方の方が避難をしていて、もう片方の方がパートナーを捜すといったときに、この証明書があることで家族を捜しているんだというような実効性が持てるのではないかということも現在担当課内のほうでは検討しているところではございます。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。思ったよりもすごく具体的なことを考えて、こういう場合証明書でどこまでできるんだろう、こんなことができるんだろうかと考えてくださっていることがわかりました。大変感謝いたします。また、一方で私はそういった行政が考える実効性もそうですが、まずは当事者の方たちへのヒアリング、お気持ちを聞くこと、これがすごく大事なかなと思います。

しかし、そういったことを担うのが今答えてくれた吉田室長率いる市長部局であると思いますが、今回一般質問の中でも他の議員からもありました。こういった人権を一手に担うのが市長室だと、はっきり言って手いっぱいなのではないか、これからつくるに当たっても人員的な配置の問題、さあ、つくろうとなっても人が足りないですとか余力がないという課題はないでしょうか、市長に伺いたいです。

○【永見市長】 人とか組織の問題というのは命題があって、こういう政策をこういう措置を行っていくということを定めたときに、それを実行するためにはどういう組織形態をつくり、どういうふうな人員配置をしていくかということを総合的に精査していく、そして対応していくというものですから、人が足りているんですか、足りていないんですかという質疑よりは、このことをやるその意思決定をもってどうするかということを我々は重たい問題として対応の方策を考えていくということを実行していきたいと思っています。

○【古濱薫委員】 わかりました。大変力強いお答えだと受けとめて質疑を終わります。

○【小口俊明委員】 それでは、質疑をいたします。おそらくこの場にいらっしゃる皆様は共通の認識であろうと私は捉えているんですけども、改めて確認をいたします。このパートナーシップ制度の課題というのは人権の問題であると私は捉えますけれども、当局のお考えを伺います。

○【吉田市長室長】 そのように考えております。

○【小口俊明委員】 その共通認識の上で、この陳情ですけども、女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例というところであります。ここに今まだないパートナーシップ制度というものを組み入れるということを求めていますけれども、これは条例の構成上可能なかどうか、つくりとして入れることはできるのか伺います。

○【吉田市長室長】 1つ例としましては豊島区がこの4月に、もともとあった男女共同参画の条例を改正しまして、このパートナーシップの要件を入れて、新たにこの4月からスタートしております。その改正した内容の中にはこのパートナーシップの要件だけではなくて、現在国立市で持っていますアウトィングの禁止の部分、カミングアウトの強制はしないとといったところの文言も組み込まれたものになっております。そういったところの例もありますし、現状の市の条例の理念と今回のパートナーシップの考え方というものは合うものだと捉えておりますので、陳情が通った際には条文のつくり方はこれから検討になると思いますが、実行は可能なものだと考えております。

○【小口俊明委員】 先ほど他の委員からの質疑応答の中でのお話で、これまで要綱ということも視野に入っていたということでした。要綱で整えるのかあるいは条例にするのかということでは、どのくらいの要請上、差異があるのか、その辺の実務的なところはどうか。

○【吉田市長室長】 条例はもう言うまでもありませんが、議会の議決を得てという形になりますが、要綱の場合は市役所内の事務処理のルールというところの意味合いが強いですので、やはり内部の意思決定でつくってしまうということがございます。今回のこのパートナーシップについては、広く市民の皆様と議論をしていくということが一方では必要かと思えます。また、条例にすると権利または義務が発生してきますので、先ほどの答弁のように市内の事業者さんに協力を求めていくとすれば、要綱の中で協力を求めるという規定はなかなかしづらいものかと思えますので、条例というところでしっかりと市だけではなくて、市内全体でこの制度を理解していくということが必要なのではないかと考えております。

○【小口俊明委員】 今のお話ですと民間の事業者さんに協力を求めていくということまで含めて考えると、要綱では十分でなく条例にしなければ、その実効性が担保できないということかと思えますけれども、そういうことですか。

○【吉田市長室長】 そのとおりでございます。

○【小口俊明委員】 それと先ほど陳情者の方にも伺ったんですけども、おそらくこれも前提だと思えます。もし仮に制度ができたとして、パートナーシップ証明書というものが国立市名で発行され

て、証明書を各申請した方々が携帯所持、持つておくことができ、いつでも示せる状況をつくれるという制度になるという理解でよろしいですか。

○【吉田市長室長】 他市には証明書の形がいろいろあるようでして、A4サイズの大きなものもあれば、お財布に入れられるような免許証サイズのものもあるようですが、私どもが当事者の方とお話しする中で、やはり携帯できるものもいい、何かあったときにすぐに出せる状態がいいという中では、名刺サイズ、免許証サイズのことを御用意する、または両者用意することもできるかと思しますので、そのあたりは制度構築の中で考えてまいりたいと思います。

○【小口俊明委員】 もう一点、先ほど陳情者のお話の中で、他の自治体の事例で公正証書を要件にしているところがあると。私も同じ情報として得ているところでありますけれども、おそらく条例ということで法律に基づいてなくて、各地方自治体の条例ということからして、その制度設計の中で法律上の位置づけというところから公正証書が来ているのかという想像もするんです。こういったパートナーシップ制度を国立市がつくる際の要件にはしてほしくないなと思うところでありますけれども、国立市が今捉えている公正証書というものについての考え方はどのようにお考えでしょうか。

○【吉田市長室長】 そもそもこのパートナーシップ制度は条例で設置しているところは、今全国で渋谷区と豊島区と岡山県の総社市の3自治体と聞いています。現在、港区が新たに検討しているということは聞いておりますが、その3自治体が条例とともに全てが公正証書を要件にしているかというところではございません。公正証書の意味としてはやはり行政の証明だけでなく、民間の契約の中でしっかりとお互いの関係性を認め合っているというところが、それを受けて行政がきちんと証明を出すというのが渋谷区の方式です。ただ一方で課題で先ほど陳情者の方もお話がありました、渋谷区のほうでは公正証書を2種類とるに当たっては大体6万円から8万円ぐらいのお金がかかると聞いております。こういった費用の問題は非常にハードルを上げるものになりますので、そのあたりは十分検討しなければいけないかと思えます。ただ一方で、その公正証書があることによって、例えば民間の生命保険の死亡した場合の保険金の受取人の規定には、やはりしっかりとした公正証書をもった関係性が認められるものは、可とするというような保険会社もあるようですので、そのあたりの実効性は証明書を申請されたい御本人がどこを選びたいのかということなのかなと思えますので、そういった選択ができるような制度も1つ考え方としてはあるのかなと思っております。

○【住友珠美委員】 1点だけ質疑させていただきます。先ほど陳情者さんのお話の中にも、おのこの状況下の中ではさまざまな不都合がある。臨機応変にできればいいと思うといった御発言がありました。私もこの当事者の方の意見を入れて考えていく必要があるかと思うんですけれども、市のほうではもし制度をつくるとしたら柔軟な対応というのは考えられるでしょうか。

○【吉田市長室長】 やはり人口規模から考えまして、他市のパートナーシップ証明制度を持っているところが、大体何組ぐらいが申請されているかというところを比較していくと、国立市でいくとそう多くはないと考えております。ですので、やはり1組1組の考え方、どういうことをしたいのか、どういうものを求めたいのかというところにてできるだけ答えていけるような、まず制度設計の段階からそういうところをして、制度が運用しても個のニーズに応じられるような動きがとれれば最もいいなと思っております。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。人権条例、しっかりつくっている国立市でありますので、しっかり対応していただけたらと思っております。ありがとうございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情第33号について上村和子議員から発言をしたいとの申し出がありました。  
お諮りいたします。上村議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、上村議員の発言を許可することに決定いたしました。なお、申し合わせにより委員外議員は委員と重複した質疑及び意見討論を行うことはできず、採決に参加することができません。また、発言時間は1議題10分程度となっております。よろしいでしょうか。上村議員。

○【上村和子議員】 まずは今回当事者の勇氣ある道を開く陳情によりまして、国立市議会議長、副議長をはじめ総務文教委員長、議員全員で真剣に学ばせて議論をすることができました。そのことによって国立市議会の中でパートナーシップ制度を必要とする当事者の声を聞く、そしてその中で考えることができましたことを陳情は市民からの政策提案という議会基本条例の精神を体現したということで、大変感謝しております。その政策提案を生かすために、私も委員外議員として質疑させていただきます。

通告しております。パートナーシップ制度を求める当事者の声を本日の陳情者だけではなく、これまで複数に聞いてこられたと思うのですが、具体的に当事者の訴え、求めをどのように聞き、それに対して市の姿勢としてこれまでどのように答えてこられたのか。そのときそのことについて市長及び当局に質疑したいと思えます。

また、続けます。今後この陳情がもし採択された場合においては、陳情事項にあります2番目の事項ですけれども、当事者参画の仕組みというものを整える必要がありますが、そのときにはかつて国立市には同じように当事者が陳情を出して、つくられたしょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言がございます。そのときの制定と同じような方法で当事者を中心としてつくり上げていくという方法がよいと考えますが、どうか、この2点を質疑いたします。

○【吉田市長室長】 まずどうやって声を聞いてきたかというところですが、やはりなかなか顕在化しにくい課題だと捉えておりますので、もちろん市内の当事者の方とのお話というのは機会があるたびに伺ってまいりました。また、そこだけでは十分ではないと、もっと広く声をいただくためにレインボープライドにも参加して、広く声を伺ってまいりました。やはりその中で行政が制度をつくる際にはぜひ協力してほしい、一緒につくっていききたいということはこの間お伝えしてまいりました。

2点目のところにつきましては、制度を実際に考えていくという段になりましたら、当事者の方の声を聞かずにこの制度はつくれないと考えておりますので、当事者の方が主体的に自分が制度づくりにかかわったというような思いを持ってもらえるような制度にしていきたいと考えております。

○【永見市長】 私にもということでございますので、御答弁申し上げます。私がこの問題に最初に当事者の方とお会いしたのは、平成28年ぐらいの初めごろだったと思います。まだ、渋谷区へ引っ越される前の、渋谷区でパートナーシップ条例ができるということで、国立市内にお住まいのパートナーの方お二人が、残念ながら渋谷区へ引っ越されると。でも、その前に一度会ってもらえないかというお話がありまして、自分たちの生活はどういう形になっているか、あるいは社会からどう見られているのか。漫画までいただきまして、漫画も読ませていただきまして、その上で生きづらさとはどういうことなのか、何があるんだということを知る伺ったことが最初だったと思います。直近でも別の方とお会いをさせていただいております。きょうもまたお話を聞いたという。

その中で直近でどういうお話をしているかということをお申し上げますと、性自認とか性指向という

問題は非常に1つの形だけではなくて、実際に地域社会の中で生きていく上では、包容性を持った制度を一方で自治体がつくっていかないと、非常に大きな生きづらさ、あるいは不利益、人権侵害とかをこうむる要素があると私は考えます。したがって、この陳情云々、陳情がどう採択されるかは議会の問題ですけれども、私自身はこういう制度設計をどういう制度設計にするかは別にして、考え方としてこの国立市という地域社会の中につくっていくことが必要であると考えているということのお話を、コンパクトにまとめればそういうお話をさせてもらいました。なお、事務方のほうからは今意識調査をやったときに、国立市内でどのくらいの方がこういう制度について是としているかということかも調査結果をお話ししながら意見交換をしたということでございます。

○【吉田市長室長】 1点だけ答弁させてください。今年度、多様な性と人権に関する市民の意識調査を実施いたしました。その中の設問でセクシュアルマイノリティという言葉を知っていますかという設問があります。これは4年ごとにとっている調査でして、4年前、平成27年のころは意味を知っているという方がまだ3割程度、37%というところでしたが、今回とった調査は63%ということで、約倍にふえています。

もう一点、同性カップルのパートナー制度についてどう思いますかという設問に関しましては、賛成とやや賛成を合わせ76%、このような形で市民の認識というものも変わってきていると捉えております。

○【上村和子議員】 私も渋谷区のと時から何組か当事者の方々にお会いしましたし、市長ともつながりました。共通した言葉が出てくる。それは透明人間のような表現です。しかも自分には確信できるパートナーがいるのに、いつもそのパートナーが横で点点点という形で透明人間のようになっていると、そのことがつらいというお話でした。

この透明人間のようになっているという表現は、実は差別、人権侵害を受けた人たちがとてもよく使う言葉です。いるのにいないようにされているということを経験した東京新聞の一面でも、フィンランドの女性で初めて総理になった人が同じように言っている。女性の置かれた位置、差別された側の人たちが透明人間にされてきた。でも、実際にいるんだと、わかってほしいという意思のあらわれ、生きる権利の主張が今回の陳情の主眼であったと思います。

最後に私が会ったカップルの方は20年間国立市でお住まいでした。その市民の方が今回なぜ、条例をいかに公民館で学習会を開いたときに、初めて出てこようかと思ったかということ、国立市の条例にアウトティング禁止が盛り込まれたからですとおっしゃいました。その条例が盛り込まれたことによって、私たちは守られているというそのお守りを持ってたから安心して、市民の学習会に参加して発言もできましたと言ってくださいました。

私は本日の陳情者もそうですけれども、このアウトティング禁止をうたった条例がいかに当事者を隠れた存在ではないという形で市が守って、そしているということを今回実感したわけです。ですから、もう既に条例は力を出している。しかし、そこをもう一歩カップルとして、家族として認める、そこを条例として入れてくれという貴重な陳情だったと思います。ぜひ1点だけ確認したいです。しょうかいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言も同様のしょうがいしゃが当たり前に暮らしているんだということを宣言してほしいという願いから生まれました。当事者抜きに当事者のことを決めてはいけません。この精神を今回も採択された場合はぜひ貫いていただきたい。今の市長と当局は貫くと思うのですけれども、もしも採択された場合には当事者を中心に置き続けて、当事者の人たちと市民と当局も一緒になってつくり上げられるような仕組みを採択された場合は貫いていただきたい。そのことの明

言をいただきたいのですが、どなたか。

○【吉田市長室長】 当事者の方のお声をしっかり受けとめて、国立らしい制度にしていきたいと考えております。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、意見、取り扱いに入ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 本陳情には採択の立場で討論いたします。

パートナーシップ制度は地方自治体がカップルに対して婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行する制度です。2015年11月から東京都渋谷区と世田谷区で同時に施行されました。LGBT措置に関する差別のない社会を目指し、性的マイノリティーの方たちの人権と生活向上のために取り組みを行うことは、今後大きな課題と私は認識しております。さらに、どういう立場、分野の問題であれ、マイノリティー、少数者の人たちが肩身の狭い思いで生活をせざるを得なかったり、あるいは差別や偏見のためにありのままの自分を肯定できなかつたりすれば、健全な社会とは言えません。逆にマイノリティーと言われる人たちが暮らしやすい社会ほど、その社会全ての人たちにとってもきっと暮らしやすい社会であると言えます。

特に性的マイノリティーをめぐる問題は、ふだんほとんど公然と語ることがないこの性意識、性行動にかかわる事柄であり、また当事者がカミングアウトしなければ事態が表面化しないため、最後のマイノリティーと言われてきました。しかしこの間、性の多様性を認め合い、性的マイノリティーへの差別をなくし、誰もが個人の尊厳を尊重される社会の実現を求める、そうした運動も広がってきています。そして、行政、社会、大きく動かしてきたことは事実です。

今回出された陳情に吐露された思いを読み取って、私は胸の詰まる思いがしております。人間を大切にするまちを掲げている国立市です。なすべきことは女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例にパートナーシップ制度を位置づけることで、誰一人置き去りにすることなく、全ての人を大切にするまちにさらに前進するよう思いを込めて、この陳情を採択といたします。

○【小口俊明委員】 本陳情は採択であります。

性的マイノリティーの皆さんが抱える課題の解決については、誰一人取り残さない行政社会、多様性を認める社会を築いていく上で、大変重要な課題であると捉えております。社会における理解の欠如に基づく偏見や不適切な扱いを受ける事案は人権問題であって、多数者であれ少数者であれ、お互いの人権を尊重してこそ、誰もが安心して暮らしていける社会の実現につながるものと思います。

我が国の法制度の中で人生のパートナーを法的に位置づけるための婚姻という制度は、憲法第24条に基づいて規定をされております。婚姻は異性間における手続という前提があり、人生のパートナーとして同性の人を選択をした場合には、法律の位置づけを得ることができません。このことによって、御本人たちにとって社会的にさまざまな不都合が生じています。まずはこうした不都合を解消していくために、同性同士のパートナーというあり方を社会全体で受け入れていくことが必要であると思います。現状では、受け入れる人もいれば受け入れない人もいる状況であるかと思えます。先ほど当局のほうで市民へのアンケートの調査もありました。この理解は広がってきている、このようにも思います。

こうした中で国立市としてパートナーシップ制度を条例の中に規定すれば、御本人たちにとってはよりどころとなり、また社会全体にとっては性的マイノリティーの人々への理解にさらにつながるものと思います。また、パートナーであることを示す根拠を持てば、例えば先ほど来のお話の実例があるように、緊急の場合に家族であるということを示すことができます。国立市においてパートナーシ

ップ制度を実現させるべきである、このように申し上げ、本陳情を採択といたします。

○【藤江竜三委員】 この陳情に採択の立場から討論いたします。

誰もがパートナーと一緒に安心して暮らし続けられる国立市、ぜひともこういった条例をつくってほしいと思います。そういった中で私が質疑したようなかなり珍しい事例、本当はないのかどうかというのをもう一度どこかでぜひとも投げかけていただいて、そういった声がないのかどうか、もう一度ぜひとも確認していただきたいと思います。

私は可能性としてはかなり低いとは思いますが、なくはないのかなと思いますし、そういった需要がないからといって全く目をつぶれる部分ではないと思います。誰もが安心してとなるならば、幅広くそういった可能性も含め考えていって、こういった仕組みをつくってほしいと思います。また、仕組みの上ではやはり手続は簡単にしたほうがよいと思いますので、公正証書、数万円、8万円近くかかることもあるということでしたので、ぜひとも国立市の中で簡単にできる仕組みというものをつくっていただけたらと思います。私の採択の討論といたします。

○【古濱薫委員】 陳情第33号について採択の立場で討論いたします。

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第3条第3項には、全ての人が性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとられることなく、その個性と能力を發揮し、みずからの意思と責任により多様な生き方を選択できることとあります。この文言からも現行の結婚の制度の範疇に入り切れないカップルも守られるべきと私は考えます。こういった多様な性の問題は昨今言われ始めた、最近ふえてきたと、まるで今までそんな存在はなかったかのように思われる表現も聞くこともあります。そうではなくて他の議員にもありました、こういった方たちは常に存在していて透明な存在だったと。ただ、それを社会が気づかなかった、あるいは気づいても認めてこなかった、これは大変な人権侵害だと考えます。

今まで社会に認知されなかった立場の方々を行政が守ってくれると、あなたの存在、権利を守りますと市が言ってくれるなら、こんなに頼もしいことはないと思います。制度づくりの際には必ず当事者を加えた市民の参加、国立らしいプロセスを経て、国立らしいパートナーシップ制度がつくられることを望んで、採択の討論といたします。

○【石井伸之委員】 本陳情を採択の立場で討論いたします。

国立市議会基本条例の前文の中に、「孤立や排除を生み出さず、違いを認め合い、共に支え合うことをめざすソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、誰もが市政に生き生きと参加し、その成果を実感できる議会をめざします。」とあります。また、2年前の平成29年12月議会において全会一致で可決した国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例は、誰もが安心して暮らすことのできる社会を構築するために、さまざまな配慮をするものとなっております。異性のカップルであれば婚姻届を提出できますが、同性カップルは法的な壁があり、難しい状況となっております。先ほど陳情者が言われましたとおり病気になった際、また家を借りる際、事故に遭った際、同性カップルではお互いを支え合うパートナーであることの証明がないことにより、どうしても生きづらさを感じているといった声をいただきました。

誰もが安心して安全に暮らせる国立市を築くためにも、先進市を参考に陳情者の願いを聞き取りながら、国立市として配慮の幅を広げた形でのパートナーシップ宣誓の証明書が交付できるよう、永見市長には先頭に立って、努力していただくことを求め、採択の討論といたします。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取り扱いを打ち切り、採決に入ります。



お諮りいたします。本陳情を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、本陳情は採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午前11時5分休憩



午前11時20分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(2) 陳情第34号 学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第34号学校給食センター建て替えについて新たな検討内容に関する陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申し出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○【遠藤直弘委員長】 それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【矢田富士子陳情者】 よろしくお願ひいたします。陳情者は全員で11名おりまして、筆頭の矢田と申します。よろしくお願ひいたします。

国立市長、教育長並びに国立市役所職員の皆様、また市民の代表である市議会議員の皆様、総務文教委員会にて今回の学校給食センター建てかえについて新たな検討内容に関する陳情の趣旨説明のお時間をいただき、ありがとうございます。私はかつて保護者として給食センター運営審議会、PTAにかかわってまいりました。そこで給食の意義について多くを学ばせていただきました。昨年、新たな給食センターの建てかえ用地が見つかり、建てかえに向け検討されていると知りました。それがPFIの手法、民間のノウハウを用いて進められていると知り、驚くとともについに国立の子供たちの成長に一番重要と言っても過言ではない教育である給食を手放すのかと思いました。

考えていただきたいです。給食は誰のものでしょうか、国立市のものでしょうか、市民のものでしょうか。いいえ、一番には国立に住み、公立校に通う全ての子供たちのものであると思います。それは今学校に通う子供たちのみならず、これから小学校に行く幼稚園、保育園の子供たち、未就学児童、もっと言えばまだ生まれていない未来の子供たちのものであるはずです。

先日の一般質問の傍聴に来ていた小学校の児童一人一人に私たちに説明してきたような給食の合理化、予算削減のために給食を民間に委託しますと子供の目を見て言えるのでしょうか。それともまだ委託先も決まらぬうちに本当にそうなるのかわからない中で、口先だけでおいしくなる、すばらしくなると言うのでしょうか。それはあまりに不誠実です。もし家庭が困窮したら、親は自分の御飯は梅干し御飯でも子供に栄養のあるものを食べさせたいと思うでしょう。少なくともこの陳情者11人、私たちはそう思います。

AIがどんなに発達した世の中になろうと、物事の本質はシンプルであると思います。その規模が市のレベルになってもそれは同じであると考えます。教育にける予算、子供の成長に大事な給食の予算を削るのは一番最後であるべきだと思います。

本質はそこに愛情があるかどうかです。今でさえ、国立市の教育予算はかなり少ないと思います。

今回の陳情は私たちが最大限譲歩した陳情です。ですので、この2項目はどちらも重要です。この陳情の趣旨は2項目とも検討する時間をいま一度とってくださいというものです。刻々と事情は変わります。小平市では学校給食センターの建てかえをPFIで進める中、手を挙げる企業がなく中断しているということです。そして、さきに申しました保育園、幼稚園の保護者への説明をされたでしょうか、されていないです。今までも小中学校の保護者への説明もたった15分、3回夏に行われた市の説明会も周知が不十分であったため、参加者はどの会も10人ほど、少なくとも毎回100人以上は集めるべきです。PTAへの説明は反対がなかった、当たり前です。15分でその判断を迫るのは酷です。こんな状況で十分な説明が行われたと言えるでしょうか。

周知することは各学校長、担任の先生を通じてできるはずですが、本気で周知しようとしているとは到底思えません。検討する時間さえとれない、時間がないというのならもっと早く今までもできたはずですが。市民の同意を得ないままPFIの手法を進めるというのであれば、今ここにいる皆さんはそれだけの覚悟と責任を背負われてこのまま進むということを選択されるということです。

議員の皆様におかれましては、PFI、SPCの説明をここで端的にできるということです。討論の中で反対の方はぜひその説明とそれが国立市の子供のためにどういうメリットがあるかの説明をお願いしたいと思います。まさか予算の削減のためだけにPFI手法をとっているのではないですよ。まさか理解されていないまま進めるということではないですよ。私たちはただただ今現在の子供たち、未来の子供たちのためにいまだ少し検討する時間をとってください、たったそれだけの当たりの願いです。こんな陳情という形をとらなくてもかなえられないのでしょうか。検討する時間を、もっと幅広い調理のあり方を検討する時間をとってください。至ってシンプルなそしてすぐにできることです。

今、学校給食の民間委託は東京都の8割から9割にも達するそうです。以前、給食の瓶牛乳を東京都の多くの学校が紙パックにするのを、国立市でもそれに變更するということがありました。そのとき保護者はいち早くその情報を知り、台風の日でしたが、集まり、瓶牛乳を守れないかと話し合い、何度も何度も教育委員会と話し合い、市は2004年に保護者へのアンケート調査を行い、85%の保護者が値上げになるけれども、瓶牛乳の存続を希望しました。

東京都のシステムから外れ、独自契約の瓶牛乳を継続しました。紙パックになった学校は現在環境問題の観点から、今紙パックの牛乳についているストロー廃止を試験運用しているようで、その目標自体はすばらしいと思いますが、リユース可能な瓶牛乳のままであったなら悩む必要はないのにと、その当時の国立市の御判断のすばらしさを思います。

多くの学校がやっているから大丈夫という短絡的思考ではなくきちんと検証してください。2014年の『比較思想・文化研究』という中で黒川さんという方が書かれていた研究を見つけました。そこにPFI事業における3つのわなというものを挙げています。PFIにはVFM効果のわな、責任分担明確化のわな、民間提案尊重のわなという3つのわなが内在していることについて指摘されています。

PFIは10年以上にわたる運用の過程において、多様なリスクが内在していることが明確化するとともに、実際に予期せぬ事態が次々と顕在化してきたことにより、PFIのあり方自体が今問われています。これら3つのわなが発生する根本原因は、PFI自体が目的と化していることにあります。PFIは効率的な行政運営と公共サービスの向上をもたらす行政運営手法の1つにすぎません。しかしながら、初期の先進自治体に見られるように、PFI導入自体が自己目的化されると、本来の目的である公共サービスの質が低下するばかりではなく、事業が過剰なリスクを抱えることになりません。

VFM自体、限定された予算内で最高のサービスを提供するという目的であったにもかかわらず、PFIの数値自体にとらわれると需要予測の失敗に陥るといったパラドックスが発生します。例えば15年という契約の中で、給食を喫食する子供たちの数はどのように変遷するのでしょうか。減少すると思われそうですが、固定的に運営費を渡すということであれば、それは税金の使い方として正当なものでしょうか。

最後に皆様にこの言葉を送ります。森鷗外の短編「最後の一句」、お読みになっているのでしょうか。もし読まれていないのであれば、短編ですので読んでいただきたいです。私は小学校のときに教科書で読みました。今も心に深く刻まれた作品です。冤罪で死罪を言い渡された父を助けるため、16歳の少女が奉行所に幼いきょうだいを連れ、奉行に自分たちの命と引きかえに父の助命の嘆願書を出します。おまえの申し立てにうそはあるまいな、父の顔を見る前におまえたちは殺されるが、それでもよいのかと奉行の言葉に、娘は冷静によろしゅうございます、そして、お上のことに間違いはございませんからと最後の一句を言い放ちます。

国立市の子供たちの命、成長にかかわる重要な問題です。この言葉を添えて、いま一度の御検討をお願いいたします。

- 【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。石井委員。
- 【石井伸之委員】 陳情者の方には陳情を提出していただきましてありがとうございます。端的に質疑をさせていただきます。給食センター、直営調理のどういった点がよい点とお考えでしょうか。
- 【矢田富士子陳情者】 今問題になっていますPFIになりますと偽装請負の懸念が出てくるということで、給食をつくる際の工程がとても複雑になるということがあると思います。今でさえも時間に追われて調理の過程や栄養士さんが努力される中、幾ら設備が新しくなったとしてもその工程が複雑になると負担はかなり大きくなると思います。そういった意味で直営がいいと思います。
- 【石井伸之委員】 ということで直営の調理がよいというような点ですが……
- 【矢田富士子陳情者】 あと給食を教育として捉えるという意味で直営である必要があると思います。
- 【石井伸之委員】 そういった中で先ほど民間委託に偽装請負等の懸念があるというような点から、問題があるといった答弁があったわけなんですけど、続きまして、おそらく今後、直営の給食センターでもいずれは正職の調理員が2名になるといったことも聞いておりますが、そういった体制で直営で運営していくことに対する不安というものはいかがでしょうか。
- 【矢田富士子陳情者】 直営になった場合、2名でということはあり得ないと思っております、そこは私たち市民が考えることではなく、市役所の専門家の方たちが考えるべきことであって、そこは考えていただきたいことです。
- 【石井伸之委員】 現在でもどうしても正職員の方の比率が低くて、嘱託員であったり臨時職員の方によって給食センター運営をさせていただいているという状況がございます。そこで今後の学童の配食であったり災害時の炊き出し、この点については陳情者はいかがお考えでしょうか。
- 【矢田富士子陳情者】 先日の給食センター運営審議会ではっきり教育委員会の方が言われていたけれども、炊き出しはできないということです。今現在給食センターの予定地は水没する、30センチか3メートルですか、災害が来た場合水没する可能性がある土地でして、そういったことは想定していないとはっきり言われていました。
- 【石井伸之委員】 水害のところでおそらく堤防が決壊したところできないと言われていたかと

思うんですが、その点は災害といってもいろいろな種類があると思いますので、全てが全てできないというのはいろいろな認識があるのかと感じております。

そして、今後の調理のあり方なんですけれども、再検討、例えばこの再検討が2年、3年にも及んで新しいセンターの稼働がおくれてもよいのか、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○【矢田富士子陳情者】 その点には陳情項目1番にあるように、調理部門は切り離して考えていただき、建設部門は進めていただければいいと思います。

○【住友珠美委員】 本日は陳情ありがとうございました。何点か質疑させていただきます。まず、調理を民間に委託することに強い懸念を示していらっしゃると思うんですけれども、特に調理や配送など直接かかわるところです。ここについての強い気持ちを持っているんだなということを感じております。この今直営でやっている給食のよさについて、どのようにお考えになっているか、そのお気持ちを聞かせていただけますか。

○【矢田富士子陳情者】 私は新宿から国立に引っ越してきました、本当に国立の給食が栄養士さん、調理士さん、皆さんが努力されて、保護者もさまざまな形で献立作成、物資納入、給食センター運営審議会といった形でかかわり、もちろん学校もかかわり、みんなが給食を子供たちのためということ考えて、行われているということを知って、本当に素晴らしいなと思いました。また、デザートの開発や調味料の開発などもされていたりとか、本当に子供たちを思う気持ちがひしひしと感じられて、すごい給食だなと、こんなことが給食でできるのかと思って驚いたのを覚えております。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。おっしゃったように私も他市から移ってきたときに保護者の方も、市も全てかかわって給食をつくっていることにすごいと感じたのは確かに覚えているところなんですけれども、これが例えば民営化されることによって、その体制というか、今の質を維持できるとお考えですか。

○【矢田富士子陳情者】 私はできないと思っております。なぜならそこにかかわってしまうと、それこそ偽装請負になってしまうおそれがあると思うんです。だから、多くのことを民間の企業になかなか言えないという状況が出てくると思うんです。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。次の質疑です。市は趣旨説明の中にもございましたけれども、この間、私も給食センター建てかえに対して一般質問で取り上げたときも、さまざま市民の皆様説明をしているところはあるんですけれども、市民の皆様理解ができた、周知ができたと考えていらっしゃるでしょうか、どうでしょうか。

○【矢田富士子陳情者】 趣旨説明でも述べましたが、全く十分ではないです。それと令和5年に稼働を予定されているということで、だとすると一番重要なのは今の保育園、幼稚園、未就学児たちです。そこへの説明が全くされていません。そういった状況で十分な説明がされているということは、納得できないところです。

○【小口俊明委員】 それでは、伺います。まずは1つですが、陳情事項の1です。PFI方式で進めるならば、調理部門を切り離し、調理のあり方を検討してください、時間的に余裕を持ってくださいというお話であります。そのことについて他の委員からの質疑に対して、調理部門は切り離して検討を続け、建設部門はPFIで進めていってはどうかという提案だというお話でした。そういう理解でよろしいですか。

○【矢田富士子陳情者】 そのとおりです。

○【小口俊明委員】 そうしますと私が思うに調理部門の検討ということになると、直営であれPFI

Iであれ調理設備の決定はその後になるのかと思うわけですが、陳情者はどのようにお考えですか。調理設備は方式が決まってからの決定になるんだろうなと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○【矢田富士子陳情者】 それは建設会社がまさに民間のノウハウを持っていれば、別に調理部門に  
関係なく適切な調理場をつくるのが可能ではないかと考えます。

○【小口俊明委員】 調理を担当する方の意見なしに建設会社の判断で調理器具、設備が整えていい  
んじゃないかというお考えということでしょうか。

○【矢田富士子陳情者】 もちろん調理の方の意見を聞いて、進めるというのが一番いいことだと思  
います。私たちはそれを願っております。ただし、どうしても急がれる、そういっても急がれるとい  
うのであれば仕方がないというか、そこは切り離して、それでもなお調理部門は直営にさせていただ  
きたいという思いがあります。直営というか検討していただきたいという思いでおります。

○【古濱薫委員】 陳情者の方には国立の子供たちのため、給食について真剣に考えてくださり、こ  
ういった陳情を出してくださったことを感謝いたします。質疑を行います。

新しい給食センターを建てるに当たって、今までよりもよい給食にしていこう、これは大人たちみ  
んなの共通した認識だと思います。先ほどの他の委員からの質疑にもありましたように、陳情者の方  
の回答にありましたように、すばらしいシステム、大人たちが加わって給食をつくっていく、栄養士  
さんの熱意であったり、調理員さんの努力によって国立らしい給食が行われていること、本当に給食  
センター運営審議会を初めとして、すばらしい形があると思います。しかしながら、今の給食につ  
いての課題は一体どんなことがあるとお考えでしょうか。

○【矢田富士子陳情者】 今の給食の課題についてってどういう意味ですか。

○【遠藤直弘委員長】 もう一度よろしいですか。

○【古濱薫委員】 済みません。例えばアレルギーのある子には対応できていないとか、そういった  
ことが新しいセンターならできていくだろうと予想がされます。また、献立内容なども大人がかかわ  
る仕組みは確かにすばらしいものがあるが、今の実際の給食について何か課題があるなど、もしも感  
じていたら教えてください。

○【矢田富士子陳情者】 質疑の意図があまりわかりませんが、アレルギーのことを読まれました  
か、PFIにされてからどうなるというのを、60食で乳と卵だけに対応するアレルギー食です。それ  
はないよりはましかもしれません。でも、全く十分でないです。それが十分にできていて、それがす  
ばらしいとおっしゃるのであれば、そういう認識はどうなのかなと、大丈夫かなと思ってしまいます。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。それでは、当局に対して質疑を承ります。石井委  
員。

○【石井伸之委員】 それでは、民間委託された際の民間委託調理員と国立市の栄養士との連携、こ  
のあたりについてはどのような連携を考えていますでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 PFIのときに民間の調理員の連携と市の栄養士との連携ということ  
になるかと思えます。調理員に関しては、PFIによって委託した場合においてもふだんの市の栄養  
士も現場に入ります。そういった中で味つけを含めまして実際の作業内容に関して、現場の調理員と

共有、認識をしていこうかと思えます。気がついたことについては、市の栄養士に現場の調理員からもお伝えいただくと。そういった中で市の栄養士として必要な対応をとるケースもあるかと思えます。市の栄養士が必要だと判断した際は、現場の責任者に声をかけて、そこで対応すべき作業内容を伝えた上で対応していただくということになります。ですので、現場にいる栄養士、現場の調理員でコミュニケーションをとりながら、1つのチームとしてやっていくということは調理を委託した場合においても可能になると考えております。

失礼いたしました。偽装請負の関係についても現場の調理員と市の栄養士と一緒に現場の中に入っていってお話することは偽装請負にはなりませんし、個々の調理員に直接を指示を行うことは偽装請負に当たりますけれども、今申し上げた形を通じて作業をしていくということは、偽装請負には当たりません。

○【石井伸之委員】 偽装請負の件も答弁をいただきました。ありがとうございました。まさに私はしっかりとワンチームとなった形で新しい給食センターが民間に委託をされても、すばらしい給食センターの運営に向けて努力ができる体制がしっかり整っていくのではないかと感じているんですが、教育次長、何か御答弁ありますでしょうか。

○【宮崎教育次長】 済みません、ちょっとだけ補足をさせてください。今の担当課長が偽装請負になりませんと申し上げました。確かに陳情者等からこれまでお話を聞く中で、さまざま御心配をいただいておりますので、私どもは考えている想定する仕組みは大丈夫ですかというお話がありました。これは私ども市の中には法律の専門職員もおりますし、先日の一般質問の中で請負に関する内閣府が出している資料を見せていただいております。その間の問い合わせ先が東京都にありましたけれども、そこにも確認して詳細は私どもが考えている進め方を御説明申し上げた上で、偽装請負には当たらないという回答を得ております。

○【石井伸之委員】 さらに丁寧な答弁をいただきました、ありがとうございました。この偽装請負の件、1つ安心した部分でもありますので、ぜひとも教育次長が答弁されたとおり、今後の業者選定、運営に当たってそのような形で努力をしていただきますようお願いをいたします。

そして続きまして、直営を維持すると仮定した場合の費用の増加額はどの程度とお考えでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 昨年度、平成30年度に作業を行いましたPFIの導入可能性調査の中においては、調理の分も建設の分等も含めまして、PFIでやった場合およそ1.5億円ほど財政的な効果があると見込んでおります。ただ、この積算のときに実際の新しい給食センターで、正職員をどういった体制で組むかというのはまだ見えていないところでしたので、平成30年度の時点の体制、細かくいいますと正職員5名という体制で積算をしております。新しい給食センターにした場合は、衛生区画等の関係で必要な人間はふえます。10名ほどふえる予定になっておりますけれども、このふえる予定はパートで対応するというので積算をしております。今、事業者に細かくお話を聞いている段階でありまして、民間事業者で仮に市のほうでモデルプランを立てた給食センターだと、どの程度、どういう体制で行うかということを質問させていただいた際に、おおむね15人程度の正社員を張りつけると。衛生区画が細かく分かれておりますので、その区画ごとに必要な判断、必要な指示を責任持ってやっていく必要がある。ですので、15名程度の正社員が必要だとお話をいただいております。ですので、それを市のほうで同じ体制でやった場合と考えますと、今現在の5名の正職員で積算しておりますので、プラス10名の正職員を張りつけて作業していくことが同等程度の安全ですとか基準を保つことになっていくと思えます。その条件のもとで計算しますとおおむね15年間で、先ほど申し上

げた1.5億円にプラスして6億円以上の費用の増加というところが見込まれると考えているところです。

○【石井伸之委員】 6億円ほどの支出増になるという答弁がありました。そこで続きまして、民間委託された際の調理におきまして、学童への配食または炊き出し等、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 配食等につきましては、他市の事例でも民間委託の上で配食等をしている事例も確認をしております。また、学童の夏休み期間中等の対応ということにおそらくなると思いますが、事業者と先ほどのお話をさせていただき中で、事業者のほうはやっていくということは対応可能であると。ただし、給食センターの本来の目的というのは、学校給食の安心安全を確保することが絶対の条件であるということですので、まず夏休みの期間等に修繕やメンテナンスをするということも確保した上でやっていく。そういったことが条件にはなっていくかと思えます。そういった安全安心を確保した上で、事業者とお話をして、夏休み中の学童の対応ということを給食センターの側において、ハード面としてやっていくことは可能であるかと思えます。

○【石井伸之委員】 ぜひやはり今まで学童における夏休みの給食の配食を大変強い要望をいただいているところでございます。そういった中で新しい給食センター、いろいろ調整があるのかなと感じた次第なので、完全にできるというまでの答弁ではなかったかと思うんですが、ただ少なくとも望みはある、新しい業者さんとしっかりと調整した上で、可能な見込みがあるのではないかとといったところを答弁いただいたところですので、ぜひそのあたりはさらに内容を詰めていただいて、学童の方々に対する夏休みの給食を配食いただけますように、こちらはぜひ要望させていただきます。

そして、新しいセンターがもう既に老朽化によって逼迫した状況であると思えます。そういった意味で新センターの稼働がおくれることによる影響、どのような影響がありますでしょうか。

○【土方市立学校給食センター所長】 今、質疑委員がおっしゃいましたように施設設備の老朽化は大変な状況になってございます。前年度設備で申しますとスチームコンベクションオープン、結果的には購入という形をとったんですが、実は故障いたしまして、その故障したものを直すための部品がもうそろわないという状況でやむなく購入いたしました。これが700万円余かかったものでございます。流用により対応したものでございました。令和元年度、直近につきましては、小学校のほうで食器消毒保管庫は故障いたしまして、おわん2つで給食を提供する予定だったものが2回ほどあったんですが、こちらはカップ1つしか消毒保管することができなくなりましてカップ1つ、そのかわりに白飯をランチプレートに2日間ほど盛らせていただくという緊急的な対応をとったところでございます。またほかにも給食センターの動力でありますボイラーは3台あるんですが、つい最近1台故障いたしまして、その動力不足から調理時間が大幅にかかって、ぎりぎりに配食に間に合ったという状況もあり、かなり切迫した状況にあると認識しております。

○【住友珠美委員】 じゃあ何点か質疑させていただきます。先ほど給食センター建てかえで市民の方に説明されているということですが、陳情者さんがおっしゃっていました未就学児への説明というのは、まだ行っていないということでした。その検討というのは今後どうなんでしょうか、していただくのでしょうか、いかがでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 6月、8月に市民向けの説明会というのを行いました。全市民向けということで行わせていただきましたけれども、御質疑ありましたようにこれからの子供たち、給食を食べていく子供たちの保護者さんに関しても御説明の機会、今小学校で直接学校のほうに回らせてい

ただ、出前でお話しさせていただいてはいますが、どのような形になるかわかりませんが、できれば積極的にこちらから出向くような形で御説明させていただく機会を検討していきたいと考えております。

○【住友珠美委員】　そうですね、今聞いていて小学校には説明に行かれていたということは質疑の中で聞いていたのですが、未就学児さんに説明というのはすごく大事なところだと私も思います。それから、先ほどアレルギーのことでございますけれども、乳と卵で60食ということが、PFI方式ではそういうふうになるということですが、これはそれだけなんですか、乳と卵のみ、あとの検討というのはないのでしょうか、いかがですか。

○【古川教育施設担当課長】　乳と卵で60食は今現在のアレルギーを持っているお子さんたちの状況を見ながら決めた数字になりますけれども、今後まずはそれで始めさせていただいて、対応できる食材を広げていく、食数を広げていくことをアレルギーの対応に関しては事故の可能性が一でもあったらいけない話ですので、絶対の安全を守るためにまずはそこから始めさせていただきたい。安全が確保できてきた時点でまた品目ですとか食数をふやしていくということを検討していきたいと考えております。

○【住友珠美委員】　そうですね、これを広げていくことは大事だと思うんですけど、ただ、私はSPC、民間委託になるとそこはちゃんと伝わっていくのか、もし民間のほうでいやいや、対応できませんということもあり得るのかなと思うんですけど、その点はどうなんですか。きちんとした契約ができるのか、いかがでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】　まず先ほど申し上げた形で始めていきますけれども、学童の配食等も同じような形になるかと思いますが、契約の内容、お願いする内容を変えて契約をしていくということは可能になりますので、あとは民間事業者、他市でもいろいろなアレルギーに対応しているという実績もございます。ですので、対応できると考えておりますし、変えていくということに関してもお話をしながら契約の内容を変えながらやっていくということになっていく、これは可能だと考えています。

○【住友珠美委員】　じゃあ必ずそれは契約の際に入れ込んで、広げていくことは可能ということですね、わかりました。

じゃあ次になんですけど、今他の委員から直営でした場合の増額が6億円増額ということだったんですけど、これは人件費が6億円ということでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】　おっしゃるとおり人件費の増額分ということになります。

○【住友珠美委員】　正職員をふやして5人で計算していたのを10人ふやして15人ということですね。では、今の正職員の推定年収は幾らになって、これがSPCになってもその年収は正職員で維持ができていくのか、その辺いかがなんでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】　民間事業者側の正社員の年収ということかと思いますが、そちらのほうは民間事業者側で決めていただく数字になりますので、私どものほうでこの数字というところは持っていないということになります。

○【住友珠美委員】　済みません、私の聞き方が悪くて申しわけないです。今の正職員さん、どのくらいになるかわからないんですけど、年収が平均して今現在どのくらいである。それが逆にSPCというところに移行して15人、正職員になったらどのくらいになるのかという、そこで計算をされたのかなと思うんですけど、維持ができるのかどうかというところなんです。



○【平職員課長】 こちらは調理を担当しているというより全職員の平均になりますが、平成30年4月現在で730万円ほどです。

○【住友珠美委員】 今平均が730万円ということですが、S P Cに移行したら730万になるんですか、15人全部そういう計算なのか、ごめんなさい、私も理解ができないので。

○【古川教育施設担当課長】 先ほど申し上げたように民間企業の側の雇用の関係になりますので、どういった数字になるかというのはわからないところです。また、年齢構成も現在の市側の正職員の年齢構成と異なりますので、条件も異なってくるかと考えます。

○【住友珠美委員】 じゃあ確認ですけど、6億割る15人で15年間ということでもいいんでしょうかね、先ほどの6億の根拠は。

○【古川教育施設担当課長】 6億円と積算して、先ほどの職員課長の数字と近いところになっていきますけれども、おおよそ750万という形の数字で積算して6億円程度と考えているところです。

○【宮崎教育次長】 済みません、手元に詳細な資料がなくて申しわけないんですけど、まず国立市で現業職の職員、単純に平均で言ってしまうと、もちろん年齢構成によって違ってきますので、例えば健全化を進めていく中で事務職の正職員が減ると1人頭どうか、あるいは現業職の職員が減ると1人頭どうか、その辺の数字はございますので、そういった数値を参考にしております。

一方で、これを15年で割った金額が単純にその給与かというとはなくて、これが想定していた例えば非常勤等の体制の場合の金額との差異、前提としてもともと考えていたのは、民間事業者側が運営に当たってかかる費用はそれぞれヒアリングする中でいただいておりますので、もともとはそういったものと比較していた。さらに、国立市で正職員を基本的には責任体制をしっかりとやらせていく上で、当初想定が5人だったものを15人の場合については、国立市の健全化等で積算している現業職の人件費をどのように算定するか、そういったものを参考にさせていただきます。

○【小口俊明委員】 それでは、陳情事項1に関連して当局に伺いますけれども、建物をP F I方式で進めておいて、調理部門をさらに検討していくという進め方かと思えます。これは可能でしょうか、調理設備が未定のまま建物を建設するという事は可能なかどうかを伺います。

○【古川教育施設担当課長】 P F Iの大きな効果としまして、設計段階から建設といったところに調理器具も加わっていくところで、維持管理ですとか調理の段階まで見据えた効率的な施設の整備ですとか作業環境をつくるということが挙げられます。ですので、調理器具を外すということで望ましい建設ができなくなるおそれがありまして、P F Iでやっていくことで大きな厳しさ、難しさ、それから、仮に可能だった場合も利点を消してしまう可能性があるかと考えております。

○【小口俊明委員】 それでは、2つ目を伺いますけれども、陳情事項の2番に関連しますけれども、仮にP F Iをして、S P Cという運営の中で地元事業者を参入させるという進め方、運営の仕方は可能かどうかを伺っておきます。

○【古川教育施設担当課長】 私の記憶の中になるんですが、平成28年度以降でP F Iの公募を行った案件は調べてみました。私が見つけたところで16件ほどあったんですけども、その中で10件ほどが市内の事業者の参加を促すような内容になっております。内容はさまざまでありまして、まずS P Cの出資を伴う構成企業というところまで言及しているところもあれば、協力企業ですとかさらにその下請というところまで含めて、市内事業者をもしくはその域内の事業者を参加させる、促すといった仕組みになっている募集がかなり多くございました。内容につきましても建設にかかわる部分ですとか電気といった工種のことも考えられますけれども、ほかに考えられるのは例えば機器の修理です

とか建物維持管理、掃除ですとか建物修理といったメンテナンスをはじめとした維持管理部門も想定できるかと思っています。今後国立市でも市内事業者に参加いただくということは非常に重要なことだと考えておりますので、どういった内容で工種で参加を促すか、そういったところも今後募集をする中で具体的に詰めていきたいと考えております。

○【小口俊明委員】 多くの事例があるということのようでした。それから、3つ目伺いますけれども、これまで新たな給食センターの運営に関しまして、今陳情者は先ほどの趣旨説明の中では、説明はこれまで不十分だったという御発言もありました。そういう中で当局としてPFI方式で進めていくという方針をとったこの間の経過につきまして、大きく2つの観点から。1つは子供たちの給食を担う施設としてふさわしい方式であるのかという観点。2つ目には公共施設のあり方としてふさわしい方式であるのかという、この2つの観点から国立市としてこれまでどういう考え方で進めてきて、どのような説明をとってきたのか、改めて伺いたいと思います。

○【古川教育施設担当課長】 先ほども御説明させていただいた部分にも重なりますけれども、今現在学校の保護者さんにも御説明をさせていただいている最中になっております。そういった過去の説明会ですとか給食センター運営審議会で御意見をいただいたという経過もございますけれども、子供たちの視点においてPFIを選択したところになります。1つは先ほども出ましたアレルギーのお子さんも給食を提供することで、全く同じではないですが、同じような給食を友達と一緒に囲んで食事をする事ができるですとか、今まで他市で培った民間のノウハウを市の栄養士を通じて、国立市の給食にも取り入れていくことで、より多彩な献立につながっていくかと考えます。そういったことで子供たちが給食をこれまで以上においしいと感じて、給食の時間が楽しいと思っていく。これが学校生活がより豊かになっていくことにつながっていくのかと考えております。

また、保護者さんのお話でいいますとアレルギー食の対応ですとか、安心安全に関する向上といったところは御意見ですとか御質問をかなり多くいただいたところでもあります。新しい給食センターになりますと新しい、より厳しい衛生管理規準のもとで対応しなければいけない。それから、アレルギー食に関してもスムーズに対応しなきゃいけない。そういった安心安全に関してスムーズに対応していくためにも、多様な他市での実績、今現在の安心安全なことを実践している民間事業者を活用したPFIということが有用ではないかと考えている点になります。

それから、公共施設のあり方に関するPFIの選んだ経過になりますけれども、国立市の総合管理計画で基本方針を示しております。その中で1つ、総コストの縮減が求められております。総コストの縮減、先ほど人件費のお話もございましたし、設計から施工、調理まで一貫した形によって効率的な建物になっていく。そういったところでの総コストの縮減というものも可能になっていくかと思えます。

それから、公民連携、民間事業者の創意工夫を促すところでサービス水準の向上を図っていく。そういったところも総合管理計画のところでも触れられておりますので、そういった視点でもPFIの手法は有効だろうと。あとは蛇足的なお話になりますけれども、PFIを活用することで建設時の起債に加えまして延べ払いを活用するといったことも可能になってまいりますので、そういった財政の平準化の視点といったところでのPFIは有効であろうと考えるところでございます。

○【小口俊明委員】 今御答弁をいただいた中で、子供たちの視点という角度、子供にとっての給食ということでの検討の中で、御答弁にあったのは安心安全というところがどう確保できるのかというところ、衛生管理に対しての市当局としてのPFIに対する評価の答弁もあったかと思えますけれども

も、これまでの直営でやってきた過去の給食センターの経験を踏まえて、民間のPFIにも今後依頼、委託をしていくといったときに、その安心安全、衛生管理の優位性というのは、市としてはどのように評価をしているのか、伺っておきたいと思えます。

○【宮崎教育次長】 済みません、先ほどのところと少し説明がかぶる部分もございます。子供たちにとってふさわしい給食を今後も継続して行く、これは絶対的に考えなければならないところでございます。陳情者からも例えばデザートの開発とか調味料の開発、一生懸命これまでも努力してきましたでしょうというお話もございました。新しい給食センターになったときに、これまでの私どもの経験を生かして、さらに子供たちにとっておいしい、そして安全な給食を継続して提供していく、まずこの観点につきましては、現状の体制からいってどこまで可能か、どういったことがやっていけるかということも検討してまいりました。現実的に給食事業に関しましては、先ほど学校給食においてもかなり最近では民間のほうにシフトしてきている状況にある。そういった中で良好な給食が提供されてきている。それから、学校給食以外、例えば病院の給食ですとか介護食ですとか、さまざま民間が担っている部分がございます。そういった中で民間に丸投げしてしまっただけではいけないと。私どもはやはり公共サービスの担い手として、どこで責任をしっかりと担っていくか、そういったところでこれまでの議論でも給食センター運営審議会ですとか栄養士、食材の関係、放射能測定といったところをひくくめて御評価いただきながら、今後私どもが今想定している調理の部分で民間が入ってくることによって、そういったものも全部手放してしまうような誤解を生じてはいけないかなと思っております。それを私どもしっかりと担っていくところで整理してまいりました。

それから、公共施設を担うということについて、これも民間との関係で考えれば、国立市においては事業として行っているのは給食サービスだけではありませんので、市民にとって全体事業をどのような配分で行っていくか。そういった中では当然行革というのは重要な事項としてございます。国立市におきましても、当然定員管理の面ですとか給与のあり方についてはしっかりとの方針を持ってやってまいりました。例えば、平成18年にお示ししています定員管理計画は、平成22年の予定では当時正職を328名にするという目標を掲げておりました。当時私は人事のほうに絡んでおりましたので、正直この数字は相当無理があるなという思いはございましたけれども、国立市としてはそういったものを目指してやっていくんだということを示しながら、例えば技能労務職の定員、国立市では行財政健全化プラン等を定めながら、定員に関する考え方ですとか職のありよう、技能労務職についてはどのような分野を担っていただくかといったことを明確に示しながらやってきたという状況がございます。

これは他の自治体についても基本的な考え方は同じ方向性だったのかなと。ただ、今申し上げましたように、平成15年、20年当時、国立市はかなり努力してまいりましたので、他の自治体よりもそういったところは実際、進んできておりました。そして、現状においてどのような体制で給食センターを運営できるか。そうするとこの行革の考え方を覆して、正職を新たにふやして対応できるのか、それともその部分はあまり市民負担を求めることなしに、現在の民間のありようを踏まえて、役割分担しながら協力してやっていけるのか、そういった公共サービス、公共施設の運営のあり方も含めて総合的に検討して進めてきたというところでございます。これについては平成28年の計画をお示しした段階でも、当然議会のほうにも御報告してまいりましたし、今般も市民のほうにももっともっと説明をする必要があるだろうというお叱りも頂戴していますので、おっしゃるとおりと思えます。学校の実際食べている子供たちにしっかりと伝えていく。そのためにはその保護者をまずメインに考える。そ

ういったところでまだまだ足りない、時間も短いと言っておいておきますので、これはこの間でやりましたから終了ですということではなくて、担当課長のほうにももっともっと繰り返しやってみましょうというところでお話をしております。

それから、陳情者がおっしゃった幼稚園、保育園、おっしゃるとおりこれも私ども今後しっかりやっていかなければならないと思っていますので、済みません、答弁が整理できていないかもしれませんが、そういった考えのもと進めてきたところでございます。

○【古濱薫委員】 質疑いたします。保護者にとって一番気になるのは、自分の子供がどんな給食を食べているのか、食べさせられているのか、そして新しい給食センターになって、我が子はその新しいセンターの給食を食べられるのか、間に合うのかということだと思えます。例えば、でき上がりのスケジュールがあります。今の中学2年生、3年生の保護者さんがそれについて興味を持っているかといったら、どうでしょうか。そんなに自分事として考えられないと思えます。という意味では現役の小学生、中学1年生ぐらいとか、今おっしゃった未就学児の保護者さんへの丁寧な説明は、すごく大事になってくると思いますし、いつ新センターができるのかということだと思えます。そこでこの陳情の1番、2番に関してですけれども、この陳情が採択された場合、もちろんどのような内容にするかにもよるんですが、スケジュールという話は出ていましたが、どのくらいおくれるのか、それともおくれなくてできるのか、見通しなどをつくところがありますでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 どの程度検討期間をとるかということによってくと正直思います。今現在想定しているスケジュール、2023年、令和5年9月に開業する予定で以前にお示しさせていただいた事業方針の中では、実は今年度、令和元年度の後半から事業者選定のプロセスに入るという前提で23年、令和5年9月と想定しておりました。既にもう年度後半に差しかかっておりますので、当初のスケジュールからもおくれを生じてきていると感じているところです。これを実際に募集のプロセスをちょっと短くするですとか設計や工事の期間を短くするというのはなかなか難しいかと思えます。全体を少しずつ縮めていくということがどの程度できるかというのはこれから検討しなければいけないと思えますけれども、大きく例えば半年ですとか1年おくれるという状況になれば、当然開業はその分おくれると。今現在もおくれているという状況になりますので、今仮にこの後何か方針的なものを決定したとしても、巻いていかなきゃいけないというか、縮めながらやって何とか9月までできるかというところの考えで現在おります。

○【古濱薫委員】 わかりました。保護者にとってはそこはすごく重要なところなので、こういった検討することは本当に立ちどまって考えることは大事なことだと思いますが、予定どおりの開業を望みます。

また、次の質疑といたします。この陳情事項1では、調理部門を切り離し、調理のあり方を検討すると。多分調理員を正職員だったり市の職員にしてくださいということだと思えますのですが、保護者の関心事の1つに多々、これまでも出てきていますが、アレルギーをお持ちのお子さんの対応ができるかどうかということなんです。その職員の方が調理員になったとしても、それは変わらずアレルギー対応をやっていけますというのは、できるんでしょうか。

○【土方市立学校給食センター所長】 今御質疑のあったアレルギー対応でございますけど、今国立市は御存じかと思えますが、アレルギー対応食の対応はできておらない状況でございます。栄養士によりましてアレルゲンの含有量をお示しするような資料は希望された保護者の方にはお配りしてございますけど、それを調理員がその経験とかスキルを持っているかといったら、現在は持っていないという

ことになってしまうかと思えます。

○【古濱薫委員】 今職員の方々が調理を担っているこの形ではアレルギーの食の提供はできていない、それは存じております。新しいセンターになったときに調理員を民間委託するのか、しかし、そこは切り離して正職員だとか嘱託員、市の職員でやっていこうということなのかといったときに、アレルギー食の提供ができるかどうかは変わってくるということでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 状況はわかりませんが、PFIでやった場合はやるということはお話ができますが、直営でやった場合やるということをお話しできるとは、そこはちょっと不明な状況です。

○【宮崎教育次長】 私ども新しい給食センターをこの老朽化の兼ね合いもありまして建てるという前提としては、当然新しい中では現状求められている衛生管理、それから、一定程度のアレルギー食の提供はしていくべきものと考えております。そういった中で、今答弁の中で誤解を生じたらいけないんですけど、調理を担っている民間事業者においては既にさまざまな経験がありますので、安全なアレルギー食の配食を速やかに対応できるであろうという期待はございます。これを直営、直接雇用の調理員でやる場合については、当然私どもはやっていくことは考えますけれども、その安全性を高めるために先ほど申し上げたように正職の配置をどうするかとか、あとは正職を配置したからといって、システム的にいきなりすぐできるわけではないので、やっているところにいるろいろ学びながらやるということは必要になってくるかなと。基本的には新しい給食センターでアレルギー食の提供を始め、それを経験を踏まえながら今後展開していく、広げていくという考えは基本的な部分として持っております。それをいかに安全な給食を速やかに提供できるかといった観点からすると、民間事業者の経験を活用したほうがより望ましいといった考え方でございます。

○【古濱薫委員】 わかりました。次の質疑をさせていただきます。陳情事項2番について、建設についてはできる限り地域の民間事業者の参入も検討してくださいということで、国立市内の業者さんですとかに地域のこういった公共施設ですから、そういったところに頼んでもらうのは本当に好ましいことだと思えます。一方で、陳情趣旨の中に台風などの非常時などの緊急時といったことにも触れていますが、大きな風災害のときには逆にそういった市内の業者さんも同じ地域ですから、被災していることも考えられるかなと思うんです。ふだんの修理ですとかちょっと施設を直すとか、後日のメンテナンスだとかは、いち早く協力はしていただきやすいのかなと想像するんですが、そういったすごく大きい災害のときにセンターも被災した、業者さんも被災した、じゃあどこに頼もうといったときに広域的な連携とか違うところから何か来てもらうとかそういったセーフティネットのようなシステムはあるのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 PFIによって調理委託をした場合の例でお話をさせていただこうかと思えます。PFIに限らず調理を民間業者に委託している場合で、さまざまな形で災害協定を結んでいる例が多数ございます。その中の1つ、たしか川崎市だったと思うんですけども、調理事業者さん、例えば国立市での調理事業以外にもいろいろなところで事業を行っています。それから、自身の物流センターですとかほかのところでも人員も確保しております。そういったところで川崎市の中の協定は、被災した際、非常時の食料や物資の補給を物流センターですとか在庫を持っているところを通じて供給するということですか、炊き出しをして各避難所へ配送する、こういったところも具体的に協定を結んでおまして、そういった広域的ないろいろなところで事業をやられているというネットワークを活用して、対応するという事例は他市においてもございます。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。今のは調理部門のお話でしたでしょうか。私が質疑したのは2番の建設についてのところでして、多分建物を建てたらその後直すとか必要性が出てきたり、被災したときに折れた柱を建て直すとか建設の会社のネットワークのことについて伺えますか。

○【近藤建築営繕課長】 修繕ということで私のほうから御回答させていただければと思うんですけども、基本的に他市とそういった協定は結んでおりません。なので基本的には地震に関していいますと、応急危険度判定というものがあまして、そういったもので市の施設を点検ということはあるんですけども、そこどまりという形なので、基本的には安全が担保できている施設に関してはそこに避難していただくということはありませんけれども、それ以外のものについて修繕、機能を回復するというものはその業者さんに話を聞いて、先ほど委員さんからもありましたように、その当事者が被災しているところに修繕を無理やりお願いするということとはできないと思いますので、それは状況を鑑みながら修繕を行っていく。その中で市内の方が対応できないということであれば、こちらのほうから市外だったりとかそういったところに協力をその都度依頼していくという形になろうかと思えます。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。思いがけず調理のほうの非常時のお話も聞けてよかったです。ありがとうございました。

○【藤江竜三委員】 それでは、質疑いたします。この間似たような陳情が出たときにも質疑したところでもあるんですけど、私は安心安全と味が大事だろうということを常々言っているんです。そのあたり直営とPFI、今後PFIを検討していく中で味についてはどのように向上を図っていくのかといったような考え方は持っていますでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 先ほども被災のところ、災害時のお話をさせていただきましたけれども、調理事業者、国立市以外、ほかの市でも請け負っているところはすごく多くあります。周辺ですとか立川市ですとか府中市、日野市といったところも調理の部分は委託して行っています。ですので、国立市に限らずいろいろなところで事業を請け負っておりますので、それぞれの自治体よっての給食のつくり方ですとかノウハウと言っているか、特徴的なものは持っているかと思えます。それを知っている、国立市でも独自、すぐれたメニューですとか献立、給食づくりの仕組みはございます。国立市の今まで培ってきたものに他市でいいものを御提案いただいて、その上で栄養士や市の職員と相談をして判断した上で、他市で培ったものを国立市の給食にさらにのせていく、こういうことができるのではないかと考えております。

○【藤江竜三委員】 私もそうやって今あるもの、そして新しい考え方、その2つをコラボレーションしていくことで、よりよいものができていくのかなと思います。それと先ほどちょっと気になったんですけども、6億円以上の、人件費のほうで財政効果があるかもしれないというようなことがありました。人件費のほうでということをおっしゃったんですけども、PFIと直営で収入の面、補助金なり交付金などでそういった違いはあるのかということをお伺いいたいたんですけども。

○【黒澤政策経営課長】 東京都の総合交付金に大きく関係してくるかなと考えております。この中に経営努力割という部門がございまして、この中に人事給与制度の状況という区分がございまして、これは市町村における人事給与、定員管理が問われる部門でございまして、国立市は現在人件費比率が他市よりも高いことから、ここ数年経営努力割の数字が低い状況です。39市町村の中で大体30位前後です。

過去、平成23年度にびりになったことがあります。39市町村で39位。このときの配分額がわずか

500万円でございます。平成30年度は27位だったんですけれども、このとき7,000万円いただいていますので、ほかの区分が歳出削減とか徴税強化という区分もあるんですけれども、その中でもとりわけ大きな差がつくのがこの人事給与部門となっています。

先ほどから給食センターの関係、直営を維持するためには現業職を採用しなきゃいけないという話があったんですけれども、単純に職員数がふえるということと、東京都全体として調理員のような技能労務職を減少させている中において、新たにそこを大量に採用するということから、この経営努力割については大きくマイナスポイントになるだろうと考えております。影響では単年度で数千万が見込まれますので、これが15年続くとなりますと数億円単位で影響が出てくると思っておりますので、やはり財政運営を考えた点においては、大きな痛手になってくるかと思えます。

また、私が財政の話をしてしまうと保育園民営化もそうなんですけれども、私が質を落とすのではないかといたった御心配をいただくことがあります。けれども、先ほどから教育委員会が御説明申し上げておりますとおり、さらに質を向上させる中において財政面からもこれが有利な方法であろうと判断したところでございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情第34号について、上村議員から発言したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。上村議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、上村議員の発言を許可することに決定いたしました。なお、申し合わせにより、委員外議員は委員と重複した質疑及び意見、討論を行うことができず、採決に参加することができません。また、発言時間は1議題10分程度となっております。よろしいでしょうか。上村議員。

○【上村和子議員】 早速貴重な時間、10分質疑させていただきます。本陳情は中身のタイトルを読みますと学校給食センター建てかえについて、新たな検討内容に関する陳情となっております。この新たな検討内容、昨今の状況を見て新たに検討しなくちゃいけないんじゃないかという立場からの市民の政策提案だと思っております。私もその立場に賛同しながら、そうだと思います。

じゃあ何が新たな検討内容なのか。本陳情は近年起こり得る大きな地震や台風等の災害に対応できる給食センターの建てかえでなければならないという立場からの貴重な陳情だと考えます。1番目に調理運営をPFIに委ねると、いざというときに動かせない施設になってしまうという可能性を指摘する。そういう陳情になっております。

先ほどの委員のやりとりの中で、SPCにしても災害時にネットワークが組めるというような答弁がありました。そういうふう聞こえたので、もう少し質疑の中身をわかりやすく補足いたします。市当局、教育委員会がつくられました平成28年11月の国立市立学校給食センター整備基本計画の中に、災害時におけるPFI的手法とPFIの比較対象の一覧がございます。その中で市当局は災害時において、一番対応できるのはいわゆるDB方式と言われる設計施工を一括発注する、このやり方が最適であると二重丸にされています。その理由として、市の意思どおり迅速に対応できる、本来の業務を超えた対応が可能であるとその理由が書かれておられます。それに比べて、SPCに関しては平常時の業務以外の対応について、事前にSPCと金額や条件等を詳細に協議する必要があるということ単なる丸になっております。

本陳情はこの単なる丸から二重丸に、そういう対応の検討をしなくてはいけないのではないかという指摘だと私は思っております。さらに今度の新しくなる食品工場ですから、そこで働く調理員はオペレーター、技術職であります。つまり非常時のときにそこにその人しか動かせない建物にしてしまうと、市がやりたいときに市の中に動かせる人が1人もいなくなってしまうという問題が生じます。これはごみ問題でも同じです。

いざといったときに市長が指示をしたら、その工場が動かせるスキルを持った人を市が抱え込んでおく必要があるのではないかという貴重なこれは提案であります。そういう検討をもう一度やる必要があると私も考えますが、そういう意味で防災の視点を本気で考えていったとき、もう一度新たな検討課題として考え直してみるという必要があるのではないかということで、ここは市長に伺います。

2点目の陳情事項については、まさしくこのことがSDGsの視点で検討すべき新たな課題と受け取れました。この中で私自身はこの陳情に書かれてある地場野菜だけではなくて、さまざまな検討課題がSDGsに入ります。1つはソーシャルファームもこのSDGsの中に入ると思います。調理員とか配膳員に関して今のお金を計算されているのは、最大限の市の正職員を想定されておられますが、新たな行政が研究すべきテーマとして、ソーシャルファーム的要素を持って、東京都の補助金を使いながら、国立市にお住まいのさまざまな人の力をかりた調理員、配膳員の集団を市がつくっていく、かかわるということも可能だと思います。そのような意味で、2番目の陳情というものについてSDGsの視点を本質に捉えながら、考えることも可能だと思うのですが、この2つについての見解をお伺いいたします。

**○【永見市長】** 1点目は市長の見解をと事前通告いただいておりますので、私が答えたいと思います。先ほど比較をされて二重丸、一重丸ということについては、詳細は別途教育委員会が評価しておりますので、教育委員会が答えることが妥当だろうと思います。その上で地震災害、風水害災害ということ想定したときに、どういうイメージを陳情の方がお持ちになっているかということをもまず考えてみたいと思います。

阪神・淡路の大震災のような大震火災が起きたときには、給食センターはどこにあっても機能はしません、炎の中に包まれます。ですから、ああいう大震災が起きたときに、PFIか直営の職員がいるかではなくて、直営の職員も使ってああいう災害にならないようにまず一義的にどう対応するかということが最も肝要な対応になってくると思います。ですから、守るということをもまず考えなきゃいけないということです。そのときには給食センターではなくて市民の生命、財産をまず最初に考える。その次にそれで被害が一定程度おさまったときに給食センターが再開するにはどうするか、事業継続計画を事前にきちんと立てておいて、その対応をつくり上げていくことだろうと私自身は思っています。

それから、例えばハケ下の風水害のことを考えてみます。ハケ下の風水害がどういう想定を、内水氾濫だったら大した問題は起きないと思います。破堤だとしたら、おそらく全ての住民も含めてこれは給食センター以前の状態になります。土地も畑も財産も全部流されます。場所によって変わります。ですから、そういう想定をしたときにPFIかどうかという想定の前段階で、やはりさまざまなことは考える必要はあるだろうと思います。

それから、2点目は簡単にお答えします。この陳情の2点目は地域経済循環の観点からも、建設についてはできる限り地域の力をと書いてあります。これは私もそのとおりだと思っています。その上でこの17の目標に沿って、どういう形のことができるかというのは考えるべきだろうと思っています。



○【上村和子議員】 捉え方が違うのは大災害、想定を超えた災害が起きることは当然の前提です。しかし、それを踏まえて今からつくる公の施設、もちろん自家発電もできなければいけない、非常事態になったときに市が迅速に動かなければいけない。想定を超えたことが起きたときに、市の思惑どおり迅速に、本来の業務を超えて動ける施設をハード面、ソフト面とともに最大限やらなきゃいけないんじゃないかということの陳情が今回出されたリアリティーのある陳情だと思うんです。その視点で再検討をしたらどうですかということを言っているわけで、災害のときのこうなったらだめになるじゃないか、こうだったらだめになるじゃないかということは前提なんです。それを踏まえても今行政は最大限やらなきゃいけないんじゃないか、二重丸のほうにシフトして考えなきゃいけないんじゃないかという御指摘ではなかったということです。

だから、時間がなかったので二重丸と一重丸だったら二重丸を選択すべきであるというのは賢明な判断だと思います……

○【遠藤直弘委員長】 時間です。質疑を打ち切ります。

○【石井伸之委員】 本陳情の質疑等、聞いている中で果たしてこの陳情項目の1、PFI方式で進める際に調理部分を切り離すことが本当にできるのかどうか、また、切り離した際にどういった調理ができるのか、それが市としてベストの選択であるかどうか、さらに深く議論すべきと考え、本陳情は継続審査とすべきものと考えます。

○【遠藤直弘委員長】 ただいま陳情第34号につきまして、継続審査を求める意見があります。この際、継続審査についてお諮りいたします。

本陳情を継続審査とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員。よって本陳情は継続審査とすることに決しました。

ここで昼食休憩といたします。

午後0時41分休憩



午後1時45分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(3) 第62号議案 国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

議題(4) 第63号議案 くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案

議題(5) 第64号議案 くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第62号議案国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案から第64号議案くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。なお、採決は別個採決といたします。

当局から補足説明を求めますが、その順序につきましては、初めに、第62号議案の補足説明をしていただき、次に、第63号議案及び第64号議案の補足説明をいただくことといたします。

それでは、初めに、第62号議案国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案について補足説明を求めます。政策経営部長。

○【藤崎政策経営部長】 それでは、第62号議案国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、一連の使用料・手数料の見直しにつきまして総括的に御説明をさせていただきます。お手元の総務文教委員会資料No.79使用料・手数料の見直しについてをごらんください。

これまでの経過でございます。平成30年9月より行財政健全化検討委員会を設置し、議論を重ねてまいりました。さきの9月議会で各常任委員会に見直し内容案を御報告した後、パブリックコメントと市民説明会を実施しております。そこでの意見募集の結果につきましては2ページ以降に記載しておりますが、内容につきましては去る11月12日付で委員各位にお配りした資料と同内容となっております。

恐れ入りますが、11ページをお開きください。今回料金改定を行う条例の一覧でございます。全部で11本ございまして、各常任委員会にて御審査をいただくこととなっております。

それでは、次に、第62号議案の内容についてでございます。本条例案は、国立市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき手数料の額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。お手元に配付しております総務文教委員会資料No.81国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表に基づいて御説明申し上げます。

資料の1ページ目をごらんください。第4条は別表の改正に伴い文言の整理を行うものでございます。手数料の額は別表に規定してございますが、改定を行うものについてそれぞれ御説明申し上げます。

まず、住民基本台帳事務でございます。写しの交付手数料及び証明書交付手数料をそれぞれ200円から300円に改定し、2ページ目になりますが、多機能端末機、いわゆるコンビニ交付による場合は200円とし、郵送による場合については300円から400円に改定するものでございます。また、写しの広域交付手数料及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料についても200円から300円に改定するものでございます。

次に、中段の印鑑証明事務でございます。印鑑証明書交付手数料を200円から300円に改定し、あわせて多機能端末機による場合については200円とする規定を追加しております。また、印鑑登録証再交付手数料についても200円から300円に改定するものでございます。

次に、2ページの下段から4ページにかけてが税務事務でございます。市税証明書交付手数料を200円から300円に改定し、あわせて多機能端末機による場合について200円とし、郵送による場合について400円とする規定を追加しております。固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料、土地に関する証明書交付手数料、建物に関する証明書交付手数料をそれぞれ200円から300円に改定し、あわせて郵送による場合について400円とする規定を追加しております。また、固定資産課税台帳閲覧手数料についても200円から300円に改定するものでございます。

次に、4ページをごらんください。道路及び河川・水路の証明事務でございます。証明書交付手数料及び公簿等謄抄本交付手数料をそれぞれ200円から300円に改定するものでございます。

続いて、その他の事務でございます。証明書交付手数料・公簿等謄抄本交付手数料及び公簿等の閲覧手数料をそれぞれ200円から300円に改定するものでございます。

最後に、付則でございますが、第1項は本条例を令和2年4月1日から施行することを規定しております。第2項は手数料の額について、この条例の施行日前に申請を受理したものについては、なお、従前の例によることを規定しております。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 次に、第63号議案くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案及び

第64号議案くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案について補足説明を求めます。教育次長。

○【宮崎教育次長】 続きまして、第63号議案くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は国立市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき体育館の使用料等の額を改定し、及び体育館の個人使用料等に新たに市外料金を設定するため、条例の一部を改正するものでございます。

改定の考え方につきましては、他市の使用料の平均金額を勘案し、市内料金の貸し切り料金及び個人使用料金についておおむね10%の増、市内では最大600円、市外は最大900円の改定を行うとともに、個人使用料について市外料金を新設いたします。また、子供料金及びグリーンパス料金等については据え置くものとしております。

改正内容について御説明申し上げます。総務文教委員会資料No.94、新旧対照表をごらんください。ただいま申し上げました改定の考え方を踏まえまして、別表第1について、使用料を市内と市外に分け、それぞれの施設区分について市内と市外の使用料を設定しております。

3ページをお開きください。備考第3は貸し切り使用について従前市外料金を市内料金の100分の150としておりましたが、別表第1において市外料金を明記いたしましたので、記載内容を変更し、備考第4は新設された個人利用について市内と市外の区分について新たに説明を追加いたしました。備考第4を追加いたしましたので、従前の備考第4以降を1項ずつ繰り下げております。

別表第2につきましては、料金改定に伴い、大人の回数使用券について市内分を3,000円、市外分を3,500円としております。

4ページをお開きください。トレーニング室用、室内プール用についても同様に料金設定をしております。

別表第3につきましては、利用料金について先ほどの別表第1使用料の場合と同様の変更及び追加を行っております。

5ページをごらんください。利用料金に関する備考について、先ほどの使用料と同様の改正を行っております。

最後に、付則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行すること、また、改正後のくにたち市民総合体育館条例の規定はこの条例の施行の日以後に申請を行うくにたち市民総合体育館の使用及び利用について適用し、同日前に申請を行ったくにたち市民総合体育館の使用及び利用については、なお従前の例によるものとしております。第63号議案の説明は以上でございます。

続きまして、第64号議案くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、国立市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、ホールの使用料等に新たに市外料金を設定するため、条例の一部を改正するものでございます。

見直しの考え方については、他市の使用料の平均金額を勘案し、ほぼ平均程度のため、市内料金については改定を行わず、原価計算結果等の状況を踏まえ、市内料金の1.2倍程度の市外料金を設定するものでございます。

改正の内容について御説明いたします。

総務文教委員会資料No.96、新旧対照表をごらんください。ただいま申し上げました会計の考え方を

踏まえまして、くにたち市民芸術小ホールのホール等使用料を規定している別表第1を市内とし、市外の使用料について別表第2を新設するものでございます。

2ページをごらんください。備考1は使用料金について別表第2市外を新設したことから、市内と市外の適用区分について明記いたしました。新たな備考1を追加いたしましたので、従前の備考1以降を1項ずつ繰り下げてございます。

別表第2につきましては、利用料金について先ほどの別表第1使用料の場合と同様の変更及び追加を行っております。

最後に、付則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとし、改正後のくにたち市民芸術小ホール条例の規定はこの条例の施行の日以後に申請を行うくにたち市民芸術小ホールの使用及び利用について適用し、同日前に申請を行ったくにたち市民芸術小ホールの使用及び利用については、なお従前の例によるものとしております。第64号議案の説明は以上でございます。

なお、第63号議案及び第64号議案の使用料金の現状及び改定案につきまして具体的な金額につきましては、総務文教委員会資料No.80の1ページから5ページまでにお示ししておりますので、あわせて御参照ください。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 何点か質疑させていただきます。

まず、総務文教委員会資料No.79を見ますと、パブコメをとったり、市民説明会を行ったりしております。そして、さまざまパブコメとか、あと、市民説明会でも御意見いただいているところだと思うんです。それを受けて何が改善されたのか、何を改善行ったのか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○【黒澤政策経営課長】 基本方針のときには若干表現等変更いたしました。今回この内容案につきまして、パブコメ、それから、説明会を行った中におきましては特段変更等は行っていないところでございます。総務文教委員会資料No.79のとおりでございますが、例えば、これは全部反対であるとか、それから、コンビニ交付を9,000円にしろですとか、1万円にしろですとか、やや先鋭化した意見が多かったような印象がございます。集会所や福祉会館といったところが7割から8割の実際は減免でございますし、体育館につきましてもグリーンパスを据え置いたということもありますことから、パブコメとか、説明会等では大きな反対というのはなかったかなと思っております。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。特にパブコメ、説明会行った中では変更を行わなかったということですね、今回の案では。わかりました。

同じく総務文教委員会資料No.79の令和元年10月にあります、下の段、『「使用料・手数料の見直し内容（案）」の内容について、各使用料・手数料ごとに対象者への周知を実施』とあります。どのような方を対象、そして、周知を行ったのか、こちら辺の内容を教えてください。

○【黒澤政策経営課長】 これは各所管課においてそれぞれやっているところでございます。なので、特に、いわゆる市民、使用料・手数料につきましてはパブリックコメント以外の周知は行ってないところでございます。

○【伊形生涯学習課長】 そうしましたら、体育館と芸術小ホールの関係ですけれども、パブコメ自体の内容ですとか、そういったものはまず館の中に周知をさせていただいて、パブコメがしやすい環境、実際パブリックコメントも体育館からは直接体育館の職員にパブコメでこういうことを意見出し

たいんだということで出していただいたものがあります。

また、もう1つは、金額をやはり改定していく部分がありますので、体育館の部分につきましては、団体の中で体育協会さんですとか、そういった関連団体には理事会ですとか、実際そういった常任理事会、そういったところに私が、あと、生活環境部の清水課長と一緒にお話をしに行きました。意見とかを聞きにまいりました。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。体育館なんか見ますと、個人使用で値上がりの部分があると思うんですけども、そういったところに対しての値上がりについての御意見とかは何かいただいていますか。

○【伊形生涯学習課長】 直接体育館の職員とかにお話を聞いたところでは、まず、パブコメ自体ではそういった大きく金額が上がるということではないので、大きく何か意見というものはいただいております。体育館の中でもどちらかという金額が上がるよりも、いつから上がるのかを早く明示してほしいとか、そういったことでの御意見はいただいております。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。同じように、確認なのですが、これは減免というのですか、免除制度というのは今回この非課税世帯なんかでは減免というのは適用ということでしょうか。適用されるのでしょうか、免除制度は。

○【伊形生涯学習課長】 免除制度というものは特にないのですが、例えば、グリーンパスですとか、そういったものの金額そのままだったり、あとはスマイルカードとかがありまして、しょうがいしゃの利用、そういったところの減免はそのまま引き続きやらせていただきたいと考えております。以上です。

○【住友珠美委員】 わかりました。理解いたしました。

それと、条例がこれ二、三年前にできたと思うのですが、その中に定期的な見直しを行っていくと、話は飛ぶのですが、定期的に行っていくということでもございましたけれども、今回この見直す中で10月から消費税が増税されました。このことも理由ということで考えてよろしいのでしょうか。

○【黒澤政策経営課長】 総務省からは技術的助言という形で今回消費税が改定になるに当たり、自治体においても公の施設の使用料については使用料改定に係る条例改正等の措置を講じられたいといったことで技術的助言は確かにいただいております。そういったもの全て含めた中で勘案した結果、今回御提案させていただいているということになっています。

○【住友珠美委員】 勘案した中ということは消費税増税も理由の1つということでもありますよね。わかりました。

それと、先ほどの、済みません、減免制度じゃなくて、この免除制度はないけれども、グリーンパスとかで対応していくということでもございました。そうしますと、例えば、負担がやはり低所得の方重くなってくるかなと思うのですが、その点に対して利用者を例えば遠ざけてしまうとか、利用者の利用控えが起こる可能性があるかなと思うのですが、その点に対してはいかがお考えですか。

○【伊形生涯学習課長】 一応そういったところもちろん検討はしております。今回の手数料・使用料の基本方針の中で大きいものは基本的に我々の考え方としましてコスト計算はもちろん第一に考えております。さらにコスト計算の中から金額の調整できる範囲というところでさまざま調整をしていくことができます。例えば、体育館であれば、やはりお世辞にも新しい体育館だとは言えないと思

います。そういった設備とかも古いというのはもちろんありますので、そういったところから一定の、例えば、金額を大きく上げるとか、そういうことはしておりませんので、実際金額としては50円の値上げという形にはなるんですけども、そこであとは先ほど言った高齢者の方のグリーンパスですとか、そういったところは、申しわけございません、据え置くかわりに実際使っていただく、普通に使っていただく方の分だけ50円だけの値上げをするというところでカバーしていこうかなと考えております。以上です。

○【古濱薫委員】 第62号議案についてまず伺います。証明書等のコンビニ交付について質疑いたします。使用料・手数料の見直し内容案、資料を見ますと、コンビニ交付の理論上の適正価格は1万469円です。今度の改定料金では据え置きで200円、窓口で取得しようとする300円、100円のアップということでした。この乖離率5,135%というすごい数字、これに関しては市民感覚としてはなかなか違和感があるものだと思います。しかし、たびたびいろんな場面で発言されているように、マイナンバーカードの普及を目指し、そして、窓口業務ではなくコンビニなどの取得に移行していくための今は痛みの期間だという説明だったと思います。しかしながら、そのために今年間でこのコンビニ交付のために、コンビニエンスストアに対する委託料ですとか、次のシステム更新ではこれが幾らかかるのか、今すごくお金がかかっているけれども、そのうち枚数がふえれば、とんとんになるだろうという見通しを全体的にお聞かせください。

○【吉野市民課長】 コンビニ交付の今後の見通しということでございますけれども、更新に関しましてはやはり一定の金額がかかろうかと思っております。現時点で運用経費といたしましては1,200万から1,300万ほどの運用経費がかかっておりまして、今後の更新時に1,000万とか、その程度の金額がかかりますので、大体システムの更新となりますと、5年に一遍の見直しというのが通例でございます。ただ、今後コンビニ交付に関しましては、委員おっしゃいますように、マイナンバーカード、こちらの取得が前提でございます。また、保険証の機能ですとか、今後予定されているものですが、25%のマイナポイントの還元とか、いろいろなことを国で今後予定しておりまして、そのようなものが実際にもっとマイナンバーカードの普及に寄与するのではないかと我々は期待しているところでございますので、また、今後も引き続き顔写真の無料サービスとか、各種PR活動をさらに進めていましてコンビニ交付率の向上に努めてまいりたいと思います。以上です。

○【古濱薫委員】 今年間で1,300万円運用経費、5年に1回の更新見直しで1,000万円と聞きました。1年間に直すと200万円なのかな、足すことで年間1,500万円とざっくり考えますが、1,500万円かけてコンビニ交付を行うことに対して、その証明書等はコンビニで年間何枚発行されているのでしょうか。

○【吉野市民課長】 コンビニの交付枚数に関しましてのお話でございます。コンビニ交付に関しましては、現在年間、30年度の実績でございますけれども、最新の実績でいきますと2,500件という件数になってございます。これが去年の12月からことしの12月、正確に申し上げますと、平成30年12月11日から令和元年の12月10日までの計算でございますけれども、こちらが2,590件という数字になってございます。以上です。

○【古濱薫委員】 2,500件というのは、済みません、全体の中でいうと割合はどのぐらいなんですか。

○【吉野市民課長】 全体の数字というか、パーセンテージで申し上げますと約3%弱ぐらいかなというところだと思います。

○【古濱薫委員】 わかりました。この窓口業務に職員が当たらずに済むという利点があるのかなと思います。午前中からもありましたように、職員の人数の削減というのが目標にあると聞きました。確かに職員業務、書類を発行するという単純作業よりも市民に寄り添った何かもっと活動や取り組みができれば、その手があいたところ、そちらに注力できるようになるというのは理解ができますが、これだけの金額がかかってしまっていて、それをさらに続けるということ、先ほどのぐらいい見通しとんとんになるのか、その痛みの時期とそれが、運用が、マイナンバーカードが普及してというのは見通しというのが具体的に何年とかわかっているのでしょうか。

○【吉野市民課長】 見通しというか、計算上ですけれども、計算、現時点での発行率とか、発行枚数、それから勘案しますと、50倍ぐらいの枚数、件数が出ますと、今200枚、あ、300……（発言する者あり）済ませません、私の計算が正しいかどうか不安になってきましたが、ただ、見通しという、正確にどのぐらいふえたら、大体今の、今200円なんですけれども、それを据え置きという形でペイするのかというお話かと思われま。なかなかどのぐらいふえたらというのが、マイナンバーカードがまずベースにございまして、そちらの大体国立の交付率が17%ぐらいのございます。ですので、それがベースでございますので、マイナンバーカードを持っている方全員がコンビニ交付を利用されたとしてもなかなか難しい部分はございますが、委員おっしゃられるように、やはりDVや複雑な案件が非常にふえております。より多くの時間を窓口の市民対応に割きたいという我々の思いがございますので、やはりそれを考えますと、なるべく市民の方がコンビニを使っただいて、窓口は複雑な、あるいはDVの対応とか、そういったことをよりきめ細かく時間をかけて対応していきたいという思いもございまして、このような設定にさせていただきます。以上です。

○【永見市長】 その効果の額というものと手数料の額を見るときに、私だと発行枚数何枚で割り返すと何万枚出れば200円で合うとはやらないんです。なぜかと言ったら、ある一定量が出ますと、窓口に使っている正規職員が、例えば、1人削減して、それが先ほど御質疑いただいた市長室へ回すことができれば、それだけで約1,000万落ちるわけです。そうすると、先ほどの更新費用とかということが、ですから、そういう総合的なカウントの中でどう考えるかということを考えておりますので、何万枚出たら200円に見合うかというのは余り架空の数字になるかなと思いますので、もう少し総合的に我々も推進していきたいと思っています。

○【黒澤政策経営課長】 基本方針で全てを原価計算どおりにはしないで調整弁があるということをお話ししております。ですから、例えば、さっきの芸小から体育館につきましても、原価どおりやりましたら、もっと倍ぐらいいただかなきゃいけないところです。他市均衡というものをとっていくという中において、コンビニ交付につきましては今26市平均でも209円のございます。ですから、他市平均といった観点からも200円というのは適正な価格だろうと、そのような判断をしているところのございます。

○【古濱薫委員】 確かに実際1万円かかっているものだけれども、それを取るわけにいかない、200円という金額に対しても、市民感覚からいうと、住民票だとかもらうのに200円だとかいうのは確かに高いとも思えないというか、妥当なのかなとは、それはわかります。コンビニでそういった書類が取得できるというのは本当に便利なことだと私も思いますし、そういうことが広まっていって、簡単にできるようになればいいなと思います。しかし、一方で、市に申し上げることではないかもしれませんが、例えば、本籍地が国立市になくて遠方にある、その戸籍謄本をとりたい、コンビニ交付でもらいたいとすると、まず、今見たんですけれども、市町村がそれに対応しているかどうかをま

ずここで確かめてくださいとホームページであります。取得方法、インターネット端末より、まずそれには申請をしなければいけない。その前にマイナンバーカードを取得しておかなきゃいけないんです。これもまた1つ山があって、それから、どうやって戸籍謄本、大阪が本籍なんだけど、とるのかなと見ると、まず、両方のまちがそれに対応しているのかどうかを確認してください、それから、本籍地の戸籍証明書を取得するインターネットの申請の場合、こうしてください、こうしてくださいと見ていくと、ソフトをダウンロードしてくださいとか、これ今の段階だけで6個窓が開いております。これはもちろん国立市がこうやってやっているわけじゃないでしょうけれども、利用者にとったら、「ああ、もう面倒くさいな」というのが感想だと思います。コンビニ交付がせっかくの、多分インターネットなんですけど、つながっていて、遠隔地でもとれる、自分が勤めている会社のそばのコンビニでもとれる、市役所に来なくてもいい、昼間に休みをとらなくてもいい、便利なシステムなのに、さて、やろうと思うと、こんな5個も6個も窓を開かなきゃいけない、ダウンロードしなきゃいけないというのではやはりすごくまだまだ課題が多いシステムだと思うんです。それに対して年間1,500万円を使って運用している、そして、それがとんとんになっていく見通しがあやふやだと、ついていないという状況でしていきまますというのは、やはりそこは我々としては看過できない部分であるというのを申し上げておきます。

続けて、第63号議案について質疑いたします。体育館なんですけれども、使用料が上がる部分があると思いますが、これは上げた部分は市に入るんでしょうか、どこに行くんでしょうか。

○【伊形生涯学習課長】 使用料と手数料の関係になりますので、一義的には財団に入ります。

○【古濱薫委員】 財団に入るということでわかりました。

あとはもう一点質疑なんですけど、同じ体育館の中でプールですとか、総合体育館の中でプール、その他プール・トレーニング室とそれ以外で受益者負担割合が違うのはどうしてですか。

○【伊形生涯学習課長】 済みません、受益者負担の考え方につきましては、先ほどの基本方針の中で書いてありまして、まず、市場性があるかどうかですとか、簡単に言ってしまうと、ほかでもやっているかどうかということと、使う人が、例えば、先ほどの住民票みたいに基本的には皆さん使う人ですとか、あと、体育館とかみたいに選択的で使うかどうか、そのバランスによって考えております。例えば、体育館みたいな大きいところの部分についてはほかで提供しているものが余らないということですか、そういったところの観点から、市場性は、例えば、トレーニング室とか、プールは民間でもやっておりますので、そういったところよりは低いかなという観点から50%と75%と考えております。以上です。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。理解いたしました。

続けて、第64号議案について質疑いたします。市民芸小ホール、市外利用者料金が新しくつくられたということですが、芸小ホールはグループでの、団体での利用だと聞きました。代表者が市内に住んでいるか、市外に住んでいるかでその料金が変わってくると説明で聞いたんですが、そういったときに大勢いる中の1人が市内か市外か、これで市外の方の利用者はどのように見込まれるんでしょうか。

○【伊形生涯学習課長】 一応市外の方というのが、今の、例えば、1人だけということ考えていきますと、全体としては余り正直ないかなと考えています。例えば、うちの芸術小ホール、館長とかに確認しますと、1つの例ですけれども、リスルホール、やはりでかくて、きれいなところがあるんですけれども、そこのリハーサル用としてうちの芸小を使ったりですとか、そういったことがあっ



たり、完全に市外で使われたりします。あと、平成29年度にこういうふうに市外・市内を設定しました武蔵野市とかにも確認させていただいたんですけども、この市内・市外を区別していくところの部分については、余りやり過ぎますと、やはり財団の事務手間がかかってきてしまったりですとか、あと、利用者が実際本当に使わなくなってきてしまう、そういうところを懸念しなければならないので、実際にはもう本当に団体に1人以上いれば、そこはもう対応していこうということで財団とは協議している最中でございます。以上です。

○【古濱薫委員】 わかりました。市外の方の少し高い設定料金を見込んでいるわけではないということで理解いたしました。また、リスルホールというきれいで大きなホールのぜひそのリハーサル場所として御利用くださいというアピールがどうなのかとも感じますが、でも、場合によっては、使う側にとってはそういった、「ああ、そんな近くにそういう場所があるんだ」というのもアピールの1つなのかなと今聞いていて感じました。以上です。

○【藤江竜三委員】 コンビニ交付について聞きたい点があります。コンビニ交付、確かに現状ですと、かなりのコストがかかっている面もあるのかなとも思います。コンビニ交付を使って遠隔地でコンビニ交付ができて助かったという話も聞くんですけども、実際にどういったところでコンビニ交付をされている市民の方がいらっしゃるのかとか、そういったことはわかりますか。

○【吉野市民課長】 30年度以降の実績となりますけれども、住民票に関しましては、例えば、山形県米沢市とか、大分県竹田市、あるいは那覇市、それから、印鑑証明なんかは青森市や岡山市、長崎市などでの交付の実績がございます。以上です。

○【藤江竜三委員】 そういった方々が国立市にもし来てとっていたら、物すごい時間と費用がかかっていたんだなと思います。

それと、コンビニ交付をした時間帯と曜日など、何か傾向は調べていますか。

○【吉野市民課長】 最近1年間の、先ほど申しあげました2,590件のうちのお話になりますが、開庁時間内、こちらは1,290件、パーセンテージにしますと49.8%、それから、開庁時間外、こちらは1,300件、50.2%になります。この50.2%のうちの開庁日を除く土日祝日の取得の件数と率なんですけど、こちら568件で全体の約22%というところになっております。以上です。

○【藤江竜三委員】 これもコンビニ交付の効果なのかなと思います。開庁時間外に、どうしても月曜日必要になって、「これがなかったら俺は受験ができない」というときに、「ああ、よかった、コンビニ交付」ということもあったのかなと感じます。仮に市民の方がコンビニ交付をしないで住民票を取得するために市役所にわざわざ行くとかなり時間を使うことになると思うんですけども、そういった方が仕事なりをしていて、行かないことで得られる利益といったものがあると思うんですけども、そういったものというのは何か試算をしていますか。

○【吉野市民課長】 これは1つの考え方なんですけれども、住民票を取得するために市役所に行くという行動をすることで失う利益がございまして、それは言いかえれば、市役所に行かなければ得られた利益と考えられます。この手の考え方が1つございまして、これは具体的に申しあげますと、細かいお話になりますが、例えば、平成30年国立市民の平均所得から算出する時間単価がございまして、これと、それから、住民票取得に必要な所要時間がありまして、こちらから1件当たりの利益、これを収入と読みかえてもいいんですが、こういったものを計算しまして、最近1年間のコンビニの交付件数を乗じて費用を求めることはできます。このようなやり方で算出した費用と平成30年度のコンビニ交付にかかる運用経費、先ほど申しあげた1,300万程度ですか、1,380万ぐらいになりますか、こち

らの費用との比較になりますが、それを、計算の方法によってこの結果はいかように変わることは当然あります。けれども、こういった考えから、コンビニ交付は市役所に行かなければ得られなかった利益という観点から見ますと、原価計算だけでは見えてこないようなある程度の費用対効果があるのではないかという見方もできまして、市民サービスとして一定の有効性があるのではないかと考えております。以上です。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます。市役所は真っ赤っ赤かもしれないですけども、市民利益というか、観点を見ればかなり有効性がある面もあるということだと思います。やはりかからなかった交通費、そして、かからなかった時間というのは相当大的なものが市民にとってはあると思います。僕は将来的には市役所全部窓口をなくして、家で何でもできる、コンビニなどで何でもできるとなるぐらいになっていけばいいのかなと思います。渋谷区なんかも何かそういった方針を最近打ち出したみたいで、なるべくそういった窓口業務を減らしていこうといった考え方でいいのかなと思います。また、コンビニ交付に対して今のところ財政措置余りないようなんですけれども、補助金や交付金など、そういったところ今後の見通し等ございますか。

○【吉野市民課長】 財政措置ということでございますが、全国市長会から総務省へ番号制度の運用に関する経費の措置を重点提言ということで要請してございまして、歳入確保の努力も行っているところでございます。また……（発言する者あり）以上です。

○【遠藤直弘委員長】 負けないように答弁してください。続けて、まだ途中だったみたいなので、続けて答弁してください。

○【吉野市民課長】 現時点で30年度にはコンビニ交付に関しましては特別交付税の措置がございまして、こちらマイナンバーカードの多目的利用にかかわる経費ということで626万5,000円ということでこちらをいただいております。また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こちら補助金なんですけど、こちらがコンビニに関しましては旧姓併記の関係で改修の委託が発生しておりまして、こちら259万2,000円という形で補助金が出ております。以上です。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます。そういったさまざまな形でほかの形もいろいろあると思うんですけども、今後も国に対してしっかり求めていってほしいと思います。

それで、体育館の使用料等に関して、市外料金を設けていくというお話があったんですけども、市外を何割ぐらい想定しているのかということを質疑したいんです。

○【伊形生涯学習課長】 先ほどの市外、例えば、1人ということであるならば、恐らくは1割とか、2割ぐらいだと思います。例えば、半数とかで見れば、40%、50%という形になっていくかだと思います。以上です。

○【藤江竜三委員】 1割か2割ぐらいで乖離率を穴埋めしていきたいということなんですか。

○【伊形生涯学習課長】 先ほどもお話ししましたけれども、乖離率自体を埋めようとする金額を物すごく上げなければならないというところから、やはり芸術小ホール自体は、体育館もそうなんですけれども、国立市には1つしかございませんので、なるべく利用者の方が利用しやすいようなところと考えておりますので、そういった料金設定をしております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 使用料・手数料の見直しに関する基本方針案が令和元年8月に出されましたが、

その中で受益者負担の原則として国立市の考え方が挙げられております。しかしながら、そもそもにおいて住民の納めた税金が市の財源であることを勘案すれば、住民票、印鑑証明書などは住民の皆さん何らかの法的なものや各種手続に必要があり使用される、住民生活を送る上で重要な書類であることから、手数料は誰もが入手しやすくあるべきであると考えます。また、利用者の経済状況にかかわらず、同一の負担をしなければいけません。加えて10月から消費税が10%に引き上げられました。私たちはこの状況の中で増額をすることには、低所得者など暮らしが厳しい方にとってさらに負担増になってしまうようなことには賛成しかねます。市民の払った税金で建てた公共施設、多くの方がお金の心配なく利用されてこそ施設の意義があると考えます。その観点から、第62号議案国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてですが、住民票200円が300円、印鑑証明書など各種証明書は200円が300円値上げが示されているため、反対。

第63号議案くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案、内容を見ますと、やはり利用者の値上げになっているため、反対。

第64号議案くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案も同じ利用料値上げとなっているため、反対いたします。

○【藤江竜三委員】 これらの条例案に賛成の立場で討論いたします。手数料関係なんですけれども、コンビニ交付今回議論しましたけれども、やはりできるだけ機械でできるところ、自動でできるところはそちらに持っていき、マンパワー、人でしかできないところは人でやっていく、そういった方向にしていくことが今後重要かと思えます。そういった中で手数料格差を設けてコンビニ交付に誘導していくといったことはしっかりやっていくべきかと思えます。私などは、200円と300円でしたっけ、その程度の差しか今つくらないという案になっておりますけれども、もっと差を開いてもよいのではないかと思うぐらいです。そのような形の中で、そして、コンビニ交付ですけれども、やはり先ほど質疑した中で十分にわかったんですけれども、遠隔地でとっている市民にとって、そして、休みをとらないで、仕事を休んでわざわざ市役所に来なくてはならないといった状況もあるかと思えますし、夜間にどうしても必要だといった場合もあるかと思えます。そういった方々にとって非常に大きな利益になっていると思えます。市役所は確かに費用はかかっている。しかし、市民全体の利益にかなっていると思えますので、私はこういった措置を進めていってほしいと思えます。また、その他の体育館等ですけれども、市内・市外を設けていくといったことは適正なのかと思えます。そして、こういった使用料・手数料の見直しですけれども、また数年に1度しっかりやっていくという方向性は大変大事なことかと思えますので、これらの条例案に賛成してまいります。

○【小口俊明委員】 国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案、くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案、くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案、いずれも賛成の討論をいたします。

住民基本台帳事務の手数料、体育館の使用料、芸小ホールの施設の使用料のいずれもそれを必要としている人に限定をされた行政サービスの費用であります。受益者負担という考え方、これは適正な使用料・手数料を定めるために有効なものである、このように判断をいたします。この考え方に基づく今回の条例改正案は妥当な内容である、このように判断をし、いずれも賛成であります。

○【古濱薫委員】 第62号議案国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論いたします。

まずは、こうした見直し、全体の料金の見直しを丁寧にじっくり行ってきた職員の皆さんに

は感謝いたします。しかしながら、先ほど質疑しましたように、確かに住民票や戸籍謄本がコンビニ交付、身近なところで取得できるのは、他の委員の意見にもありましたように、大変便利で生活においても有益なことと思います。市民が無駄な時間を使わなくてよい、そして、市役所の職員が時間外、働いていない時間でも取得ができる、こういったことがどんどん進めば、効率のよい職場環境になると思います。しかしながら、そのために、まだまだマイナンバーカードの普及ができていない中で国立市がこの制度を運用していくのに多大な金額を使っていること、また、離れた場所に本籍地がある人の本籍、戸籍謄本までは全ての人がこれを取得できるわけではない、そして、取得しようとしても煩雑な作業を間に含む、便利とはまだまだ言えないこういったシステムを国立市が採用し続けることには反対をいたします。

続いて、第63号議案くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案、第64号議案くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案につきましては妥当だと思われまますので、賛成の討論といたします。

○【石井伸之委員】 いずれも賛成の立場で討論いたします。

まずは、担当当局におかれましては、大変丁寧な情報収集のもと、調査のもと、こうして適切な負担額を求めていただいたことに対して心から感謝を申し上げます。

まず、第62号議案なんですけど、先ほど藤江委員も討論されていたとおり、やはりしっかりと今後ともコンビニ交付にシフトをしていくんだ、そういった意思をしっかりと全庁的に持っていく中でできるだけ窓口は縮小、コンビニ交付の拡大、こちらに向けて今後ともさまざまな施策を打っていただくようお願いをいたします。そういった意味でこういった料金格差を設けるといのは1つの大事な要素だと思いますので、今後ともお願いをいたします。

続きまして、第63号議案くにたち市民総合体育館の使用料につきまして、やはり市内と市外、これはもう各市当たり前のように行われることでして、ようやく国立市も追いついてきたなという感じがいたします。しっかりと市内・市外、これはやはり市内にある施設ですので、しっかりと市内の方でできるだけ使っていただきたい、また、逆に市外の方が利用される場合には少なからず負担額をいただくというのは、こちらも適切な形であると認識をしております。

また、芸術小ホール、こちらの改定につきましてもなかなか以前はこういった改定が前に進まないという状況がございましたが、しっかりと時宜を踏まえた中、また、しっかりと調査をする中でこうして適切な料金設定をしたことに対して高く評価をいたします。これから今後ともこういった見直し、こういったスパンかわからないですけれども、適切に時宜を見据えた中でしっかりと料金改定に向けた努力、これを定期的に行っていただくことをお願いいたしまして、賛成の討論といたします。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第62号議案についてお諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第63号議案についてお諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

最後に、第64号議案についてお諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(6) 第82号議案 国立市印鑑条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第82号議案国立市印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【雨宮行政管理部長】 第82号議案国立市印鑑条例の一部を改正する条例案について補足説明させていただきます。

本条例案は、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑登録を行うことができるようにするため、印鑑登録事務処理要領の一部が改正されたことにより条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容について御説明いたします。

登録資格がない者を規定している第3条第2項第2号中の成年被後見人を意思能力を有しない者(前号に掲げるものを除く)に改めるものでございます。

付則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。補足説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 確認させていただきたいんですけども、これは障害者権利条約が日本でも批准されたことに伴ってということでしょうか。内容的に確認させていただけますか。

○【吉野市民課長】 おっしゃるとおりでございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。印鑑登録を行う際の手続の方法、どういった手続方法を行っていくのでしょうか。

○【吉野市民課長】 成年被後見人の方はこれまでは登録できなかったのがこれからは意思能力のある方に関しましては登録ができるようになります。この場合には成年後見人の方と一緒に窓口に来ていただきまして、成年被後見人の方の意思の確認をさせていただいて、その方から申請をしていただければ、印鑑登録ができるという形になってございます。以上です。

○【住友珠美委員】 難しいことなんですけれども、これは判断するというか、意思能力を有しているという判断というのでしょうか、それについてはどのように判断をされるということでしょうか。

○【吉野市民課長】 市民課、我々通常の職員にはその方が意思能力を有しているのかいないのかという判断がなかなかつきかねると思っております。ですので、この印鑑条例の改正の趣旨としましては、成年被後見人の方の権利を今まで意思能力がある方も一律に制限をされていたのが、意思能力がある方に関しましては、通常の方と同じように権利行為ができるといったところを、権利の拡大というか、その方たちの権利の擁護に関しての改正ということはございますので、我々としては窓口の後見人の方、被後見人の方、お二人がいらっしゃいまして所定の登録の手続を踏んでいただければ、その方に印鑑登録ができるという形でやっていこうかと思っております。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 国立市印鑑条例の一部を改正する条例案には賛成とさせていただきます。しょうがいしゃの権利がしっかりとここで擁護され、そして、認められることは大変重要なことであると考えております。ぜひ大きくこれが、印鑑登録でございますけれども、実行性あるものとしてやっていただけたらとお願いいたしまして賛成の討論といたします。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり、可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後 2 時 4 2 分休憩



午後 3 時再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(7) 第77号議案 令和元年度国立市一般会計補正予算(第5号)案

(歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、民生費、消防費、教育費、諸支出金)

○【遠藤直弘委員長】 第77号議案令和元年度国立市一般会計補正予算(第5号)案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、議会費、総務費、民生費の一部、消防費、教育費、諸支出金を議題といたします。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【藤崎政策経営部長】 それでは、令和元年度国立市一般会計補正予算(第5号)案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして補足説明をいたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。下段のほうになりますが、款15都支出金、項2都補助金については、歳出の補正予算に対応し、公立学校屋内体育施設冷房化支援事業補助金を減額するものがございます。項3委託金については、歳出の補正予算に対応し、参議院議員選挙費委託金を減額するものがございます。

款18繰入金、項2基金繰入金につきましては、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として財政調整基金繰入金を増額しております。

16ページ、17ページをお開きください。款19繰越金、項1繰越金につきましては、100万円単位未満の財源調整のため、前年度繰越金を増額しております。

次に、歳出の補足説明をいたします。なお、項目が多い科目につきましては、主なものを御説明いたします。

18ページ、19ページをお開きください。款1議会費、項1議会費につきましては、議員の改選により6月期分の支給額が減ったことに伴い、議員期末手当を減額するものがございます。

20ページ、21ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費につきましては、職員及び嘱

託員の病気休暇、育児休業、退職による臨時職員の配置がふえたことに伴い、臨時職員賃金を増額するものでございます。

22ページからの項2徴税費につきましては、24ページ、25ページに記載がございますが、契約差金により家屋経年異動判読委託料などを減額するものでございます。項3戸籍住民基本台帳費につきましては、手数料の見直しに係るレジスター設定変更作業委託料を追加するものでございます。

26ページから29ページにかけてが項4選挙費です。参議院議員選挙、市議会議員選挙にかかる経費を決算見込みにより減額するものでございます。

30ページ、31ページにかけてが項5統計調査費、項6監査委員費です。それぞれ決算見込みにより職員人件費等を増減しております。

少し飛びまして、62ページ、63ページをお開きください。款9消防費、項1消防費につきましては、火災演習等による出動がふえたことにより、費用弁償、出動手当を増額するものでございます。項2災害対策費は、自主防災組織の新規結成に伴い、自主防災組織活動備品などの増額を行うものとなっております。

64ページ、65ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費につきましては、中ほどになりますが、契約差金により貸切バス運行委託料を減額するものでございます。

66ページ、67ページにかけてが項2小学校費です。契約差金により洋式便器取替工事を減額するものでございます。項3中学校費につきましては、契約差金により屋内運動場空調設備整備工事を減額するものでございます。

68ページ、69ページにかけてが項5学校給食費です。決算見込みにより臨時職員賃金を減額するものでございます。項6社会教育費につきましては、届け出に基づく埋蔵文化財包蔵地試掘調査の実施回数が増加したことにより、遺跡緊急発掘調査委託料を増額するものでございます。

70ページ、71ページをお開きください。項7社会体育費です。契約差金によりプール開放管理運営業務委託料を減額するものでございます。

72ページ、73ページにかけてが項8公民館費です。職員の育休延長に伴い、代替嘱託員の任用期間を延長することにより、事業嘱託員報酬を増額するものでございます。項9図書館費につきましては、契約差金により図書館資料配送業務委託料を減額するものでございます。

74ページ、75ページをお開きください。款12諸支出金、項2諸費につきましては、平成30年度の補助額等の確定に伴い、国・都支出金返納金を増額しております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。歳入、歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。古濱委員。

○【古濱薫委員】 よろしく申し上げます。21ページ、時間外勤務手当1,700万円ほどありますが、これは働き方改革など職員の方の職場、処遇においてちょっと気になる場所です。この時間外勤務が、ある特定の部署ですとかに集中しているのかとか、どのような状況なのかをちょっと教えてください。

○【平職員課長】 時間外勤務の執行状況ということでございます。ある特定の部署に集中しているのかということですが、時間外勤務が多い部署と少ない部署というのは確かにございます。そちらにつきましては、各部課長さん等に情報提供するとともに、マネジメントをする中で削減とい

うのに努めているということでございます。

また、全体といたしましては、時間外勤務の削減は平成30年度からかなり取り組んでまいりました。平成30年度は昨年度比10%以上の削減ができて、今年度も基本的にはその取り組みを継続しております。9月末時点では昨年度の時間外の1.2%削減ができていたところでございます。ですので、全体としては、減らす努力をして成果が出ているというところではあります。

また、台風19号の全庁的な対応などで、全員で出て、その分で時間外がふえたりとか、9月末以降の発生要因などもありますので、現段階での見込みとして、令和元年度につきましては、平成30年度とトータルしてほぼ同じぐらいの時間外勤務時間数になるのではないかとこのように見込んでおりますが、さらなる削減に努めてまいりたいというふうにも考えております。

こちらの予算につきましては、予算の事務といたしまして、給料と、あと地域手当の5%分で当初予算を組んでおりますので、現在の執行状況に基づいて、また今年度の見込みに基づいて、今回予算計上させていただいているということでございます。以上です。

○【古濱薫委員】 わかりました。台風19号などの対応、臨時的な、突発的な件に関しては、本当に職員の皆様には尽力いただき、感謝いたします。

今、確かに偏りがあったり、ばらつきがあるということでしたが、すごく集中しているわけではないと考えていいのでしょうか。ある特定の部署や方で。

○【平職員課長】 どの程度ですごくというのかなかなか難しいところでございますが、ただ、毎年事務報告書で報告させていただいて、500時間を超えた職員の人数などを報告させていただいておりますが、そちらのほうができる限り全体として500時間超えの職員が減るように、負担が特定の部署であったり個人に偏らないようにやっていきたいということで、全庁挙げて取り組んでいるところでございます。

○【古濱薫委員】 ぜひ、職員の皆さんの働き方改善に向けて努めていただきたいと思います。

もう一点続けて質疑いたします。69ページ、給食センター管理運営費220万円の減額ということで、これは職員の方に欠員などがあったということでしょうか。もしそうであれば、またその後、募集などで補充されたのかとか状況を教えてください。

○【土方市立学校給食センター所長】 臨時職員の賃金でよろしいでしょうか。

○【古濱薫委員】 69ページの上のほう、給食センター管理運営費がマイナスの220万円でしょうか。お願いします。

○【土方市立学校給食センター所長】 失礼しました。まず、当初予算を編成するに当たりまして、こちらは調理員の臨時職員の賃金になります。当初は、今現在いる人数掛ける1日7時間の勤務という形で積算しております。臨時職員さんにつきましては、午後帰られるとか、あるいは2時間、3時間を早目に帰られるという形になりますと、有給休暇ではなく欠勤という形でお帰りになりますので、その部分で決算見込みより支出が少なくなったという認識でよろしいかと思います。

○【古濱薫委員】 では、欠員とか辞められたではないということ。わかりました。新センターの話などから、やっぱり人員不足がすごく課題として挙げられますので、その心配をしました。ありがとうございました。

○【住友珠美委員】 済みません、歳入で15ページになります。ちょっと聞きそびれてしまったんです。公立学校屋内体育施設冷房化支援事業補助金、これ、減額の理由がちょっと聞きそびれてしまったんですけど、この理由は何でしたっけ。



- 【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。減額の理由ですけれども、歳出の部分が減額となりましたので、それに伴って歳入の部分も減額になっております。以上でございます。
- 【遠藤直弘委員長】 もう一度、済みません。何であれなのか、その理由をよろしく願います。
- 【近藤建築営繕課長】 歳出の部分の減額でよろしいですか。
- 【遠藤直弘委員長】 はい。
- 【近藤建築営繕課長】 当初ですね……（「どうしたらいいですか」と呼ぶ者あり）済みません、申しわけないです。当初、予算化していましたがガス方式、GHPですね。（「ガス方式」と呼ぶ者あり）はい。予算化しておりまして、今回に関しては、それを途中でEHP、電気式にしたことによって減額となっております。その部分で今回歳入のほうを下げたという形になります。以上でございます。
- 【住友珠美委員】 済みません、ガスからEHPということは、電気になったから安くなったということで理解してよろしいのでしょうか。
- 【近藤建築営繕課長】 そのとおりです。ガス方式のほうが一般的に災害に強いというふうに言われておりまして、当初それで計上しておったんですけども、なぜ電気式にしたかといいますと、一中、二中については耐用年数が少ないという部分もありまして、なので今回に関してはガス方式ではなく電気式にしたという経緯がございます。以上でございます。
- 【石井伸之委員】 ちょっと小さい額で恐縮なんですけれども、69ページにありますマタギ体験学習会負担金13万7,000円、まず、これ、減額になった理由をお聞かせください。
- 【伊形生涯学習課長】 こちらは、今年度から北秋田市とマタギの体験会を行うために向かっていくものでございます。今回、最初には北秋田市の事業に乗っかっていきますので、北秋田市のほうからいろいろな積算の予算をいただいております。その中で、実際全て終わった最後に決算額を設けた場合に、この金額の差額がございましたので、その分を今減額補正です。なので、何かがなくなるとか、そういったところでは、特にはございません。
- 【石井伸之委員】 北秋田市とのこのマタギ体験学習会、実際に行ってみて、そのあたりの成果であったり、実際にやってみた後の感想であったり、今回たしか初めてのことだと思いますので、そのあたりの認識についてはいかがでしょうか。
- 【伊形生涯学習課長】 ありがとうございます。今回、初めて北秋田市に私自身も行かせていただきました。参加者が、児童11名、保護者11名という形の合計22名、職員が私を含めて3名で行きました。実際これに参加してみて、まず、やっぱり市の大きさ自体がそもそも違うなというところから、本当に自然が豊かな場所だなというふうなことを鑑みました。また、私はやっぱり文化財とか文化の担当でもございますので、本当に文化が違うものが大きいなと思いました。
- その中でも、このマタギというものは、よく鶏を説明では絞めるとか、そういう言葉を使っていたけど、向こうでは「生きる」という字を書いて「はやす」という言葉を使います。そういったところですか、本当にそういうふうに大事にしているものですね。
- あとは、マタギの方々のお話を伺っていくときには、初めて新人で猟に出るマタギの方も、本当にもうベテランのマタギの方も、マタギ勘定という言葉を使いまして、みんな同じ分だけ分けるということを行ったり、そういったことを児童や保護者の方々が聞いて大変感銘を受けたりですとか、あちらの教育委員会の方々も、本当にすごく丁寧に対応していただきまして、皆様、この間、市長と一緒にタウンミーティングをやられたときとかも参加した方が来てくださって、本当に行ってよかったな

とか、ぜひ、また今後もやってくださいというふうな力強いお言葉をいただくとともに、私自身も大変貴重な経験をさせていただいたというふうに思っております。以上です。

○【石井伸之委員】 すばらしい報告をいただき、ありがとうございます。そういった中で、旧合川町と市民交流をされていた国立市民のボランティアの方々との連携、こちらがまた今後とも必要ではないかと思いますが、そのあたり、課長としていかがお考えでしょうか。

○【伊形生涯学習課長】 まと火のところとかの関係の方だと思えますけれども、そういった方々にも、今回、事前に御報告等はちょっと難しかったんですけれども、実際、先ほどお話しさせていただいたとおり、北秋田市の事業に乗っかって行動をしておりましたので、そういった点を含めまして、今後、向こうとも話し合いをしながら、何かしらできることがあれば御協力をしていきたいというふうには考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 補正予算書の69ページの今あったところのちょっと下になります。教育費、遺跡緊急発掘調査委託料、この増のところでありましてけれども、先ほどの御説明に加えてもう一段、もう少し詳しい状況を教えてください。

○【伊形生涯学習課長】 こちらは遺跡緊急発掘調査委託料です。こちらは、物としましては試掘。試し掘りと書いて試掘の費用となります。こちら、国立市の中に埋蔵文化財包蔵地というものが29カ所ございます。そちらに建築計画が発生した場合に、ざっくり言ってしまえば掘る深さとかに応じまして、そこに実際遺跡が入っているかどうかということ进行调查するための費用となっております。実際、こちらは先ほど言ったように建築の計画が生じたものになりますので、年間でどれぐらい来るかというものがなかなか推定が難しいんですけれども、毎年は当初予算上では大体7件。32万円で7件という形で当初予算を計上しておまして、実際、12月12日現在で7件もう既に来ております。そういった形で、今後、ここに上げている金額としましては、32万円掛ける3件分という形で上げさせていただきまして、若干残っている差額がありますので、ぴったり差額にはならないんですけれども、そういった形で計上しております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

○【石井伸之委員】 本補正予算案は賛成の立場で討論をいたします。

先ほど伊形課長より、マタギ体験学習会、こちらについてはすばらしい報告をいただきました。この事業は、今後とも北秋田市との友好を深める上でも、ぜひとも末永く続けていっていただきたいというふうに思います。特に、私は児童生徒の生きる力を育むためにも、やはりさまざまな問題を解決していく力、解決していくそのプロセス、これをいかにどれだけ体験をし、それを血として肉として自分の今後の社会に出るために役立てていく、そのためにも非常に重要な体験ができるんだというふうに認識をしております。なかなかこの国立市で体験できないこと、これを北秋田市との協力によってしっかりと体験をし、そして人間の持つ本能の部分のしっかりと大切に教育、こういったものも今後とも育てていっていただくようお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項に関係のない部署の説明員の方はここで退席をしていただいで結構です。

それでは、報告事項に入ります。



### 報告事項(1) 第5期基本構想第2次基本計画の策定状況について

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(1)第5期基本構想第2次基本計画の策定状況についてに入ります。当局から報告を願います。政策経営課長。

○【黒澤政策経営課長】 それでは、報告事項(1)第5期基本構想第2次基本計画の策定状況につきまして、お手元の総務文教委員会資料No.82に基づき御報告をさせていただきます。

まず初めに、(1)人口推計(速報値)が出てまいりましたので御報告いたします。

推計の条件でございますが、こちらに記載のとおりでございます。

基準は、本年1月1日の人口でございます。

コーホート要因法というポピュラーな方法で行っております。

出生性比、これは生まれたお子様が男女どちらかの性別で生まれるかということですが、こちらは国立市の5年間の平均をとっております。

合計特殊出生率でございますが、こちらは国が出しております出生率推計の中位、これはおおむね1.4前後でございますが、こちらを採用しております。

ここ数年、国立市の合計特殊出生率は1.25でございますので、まだちょっと大きな数字ですけども、大勢に影響はないものと考えております。

生残率、これは死亡率の反対の意味でございます。これは国の推計値で用いられた国立市の値を使用しております。

純移動率は転入・転出の差でございますが、こちらは過去の実績値で行っております。

このグラフをごらんください。今後、2025年ころまではほぼ現在の水準で推移し、令和7年ころからは減少傾向に入るだろうと見ております。25年後、令和27年、これは2045年でございますが、7万3,403人まで減少するといった見込みが立っているところでございます。

高齢化率につきましては、令和27年、2045年には32.8%で、現在でも10%近く上昇する見込みでございます。

生産年齢人口につきましては、令和27年、2045年は4万828人で、現在よりも8,800人ほど減、17.8%の減となる見込みでございます。

年少人口につきましては、令和22年、2040年ころまでは現在の水準を維持する見込みでございます。

なお、この推計値では開発事業や政策による人口増を見ておりませんので、成り行き値でございます。

2ページをごらんください。今お話しさせていただいたようなことが、今後の人口の動向といったところに書いてございます。

将来の人口展望と目指すべき方向性というところでございます。左側の段の真ん中あたりでございます。3つ目の丸でございますが、出生率改善に向けた取り組みを行いつつ、①若い世代の定住化の

促進、②中小企業や商店街等への支援によるまちの活性化、③文教都市としてのさらなる魅力向上の3つに取り組む必要があるとしております。

また、先ほどから申し上げましたとおり、この推計には開発等による増が入っておりません。今後、大規模団地の建てかえですとか、JR南武線の連続立体交差化事業に伴う都市基盤整備などに併せたまちづくりを行うことによりまして、人口減少の時期を遅らせていくことが求められるとしております。

また、現在は職住接近の時代でございます。職場と住居、それから保育園も入れて3点と言いますが、その近い距離で住むといったことがトレンドでございますが、今後、働き方改革とテレワーク等が進んでまいりますと、職住接近から居住地の選択に移っていただろうと、そういった可能性があらうかと考えています。したがって、今後も選ばれるまちとしての研さんが必要となるところでございます。

続きまして、2ページの右側の段の真ん中あたり、(2)持続可能な開発目標、いわゆるSDGsとの関係でございます。

3ページ、4ページに整理をしておりますが、SDGsの17のゴールと主な基本施策との対応表を載せております。実際の基本事業のときにはどのような形で載せるかというのは、まだ今後検討してまいります。このような形で、行政運営がSDGsの目標達成に貢献しているといったことを意識しつつ、引き続き基本構想に掲げるまちづくりの目標実現に取り組んでまいります。

5ページをごらんください。続きまして、(3)次期「地方版総合戦略」との関係でございます。現在の国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略につきましても、今年度までが計画期間でございます。国からは次の総合戦略の策定を求められているところでございます。前は基本計画からまち・ひと・しごと創生に関する部分を切り取るような形で総合戦略を策定いたしました。今回は基本計画に包含する形、統合する形を考えているところでございます。

最後に、今後の予定でございますが、現在、指標等の検討を行っております。年明けになりますけれども、基本計画(2次原案)を作成いたしまして、パブリックコメントを予定しております。そこでいただいた御意見を踏まえまして、基本計画の案を作成いたしまして、令和2年、第1回定例会で議員の皆様の御意見を伺いまして、今年度末、3月の計画決定を予定しております。

御報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑・意見等を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 じゃ、何点か質疑させていただきます。

2ページにあります、右側の「さらに、転出入の大きな要因となっている勤務先と居住地との位置関係においては、近年の職住近接を指向する傾向やテレワーク等の働き方の変化による居住地選択の自由化の可能性など取り巻く状況がこれまでと異なってきている。こうした状況においても選ばれるまちとして個性を磨く必要がある」、これは私もそのとおりであるなというふうに思うところなんですけど、ただ、私、そこで、今ひきこもりという問題が結構大きくなって、国立市でもあると思うんですけど、このひきこもりというのをマイナスを捉えるかどうかということもあると思うんです。もしプラスに捉えてみたら資源かなって考える。そういう考えで、国立市は、このひきこもりに対して、以前、一般質問で、どのぐらいか、実際的には調査を行ってほしいとお願いしてたところなんですけれども、その調査についてはいかがでしょうか。行っておりますか。

○【遠藤直弘委員長】 どこが答えますか。

○【住友珠美委員】 子ども家庭部。

○【松葉子ども家庭部長】 済みません、一般質問の時期がちょっといつかあれなんですけど、平成27年当時には、ひきこもりの実態調査ということはしております。その後の経過というところからわからないんですけど、済みません。

○【住友珠美委員】 済みません、9月に行わせていただいたんですけど、その後ちょっと民生委員さんから教えていただいたときは、ひきこもりを実際的にちょっと聞いてほしいというふうに市のほうから依頼があったということを知ったんですけど、それでひきこもり調査を行ったのかなと思ってちょっと聞いてみたんですけど、いかがでしたか。

○【松葉子ども家庭部長】 令和元年の9月にいただいた……（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）済みません、その後、調査という自体は、実態調査的なものという実施はしてないというふうに思っています。（「あ、そうなんですか」と呼ぶ者あり）はい。

○【住友珠美委員】 済みません、じゃ、ちょっと私の勘違いだったみたいで申しわけありません。まだ実態調査がされてないということなので、ぜひ実態を調査していただけたらと思っております。

この中に、働く中で在宅ワークという位置づけは、今後、やっぱり私はあってもいいかなというか、大きくなっていくのかなと思っているんですけど、そのことに関しては政策経営部とかではどのようにお考えになっていますか。

○【黒澤政策経営課長】 先ほどの冒頭でも御説明したとおり、これからはそういった働き方の多様な改革がされるということで、例えば国立市にお住まいで、これまでですと都心回帰ということで、オフィスが港区とか千代田区にあれば、そっちに近いほうに住みたいという方が多かったんですけど、これからはオフィスに行かなくて済むということで、例えば千代田区や港区に会社があっても、国立市の今の居住地でお仕事ができるという時代がどんどん広がっていくというふうに考えておりますので、そうした中においては、職住接近、職場に近いところで家を探すのではなくて、魅力のあるまち、住みたいところに住むといった時代が来るだろうと。そういった中において、選ばれるまちづくりをつくってまいりたいというのが私どもの考えがございます。

○【住友珠美委員】 今、黒澤課長がおっしゃったとおり、在宅ワークがふえるんじゃないかな。特に今、この間新聞で読んだのは、自分のところでのシェアオフィスの需要がすごく伸びているというところを見たんです。そうした場合、やっぱりまちの中で回遊性が高まっていくこととかふえていくんじゃないかなと思うので、その点の検討をぜひお願いしたいなというふうに思っております。

それと、3ページにありますこのSDGs、ゴール、基本施策、さまざま対比をさせてくださっております。5番目にあるジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うというところでございますけれども、以前から言われている女性の管理職、特に部長職が1人もいない、また課長職も少ないという現状において、私はクォーター制度の導入ということも1つ考える必要があるかなと思うんですけど、この点に対しては市はどうでしょうか。

○【平職員課長】 これまでも一般質問等でお答えをさせていただいていますが、現時点では、クォーター制、つまり管理職の何%は女性にすると。それを決めて、それを達成するように、無理やりというか、もう割り当てを決めちゃうと。そういう趣旨でのクォーター制というのは、現段階ではまだちょっと難しいかなというふうに思っております。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、平課長が難しいとおっしゃっているんですけど、私はやればできるんじゃないかと思うんですけど、そこが難しいと感じられている理由があったら教

えていただけますか。

○【平職員課長】 まず、これまでも御説明させていただいておりますが、職員の構成が大きく影響していると。これも平成17年とか18年とか集中改革プランのときに、行政改革の一環で採用を控えていた時期がございました。その年代です。今、本来であれば管理職に適齢期だと思いますが、そういった職員の数がまず少ないというところがございます。（「管理職になる職員が少ないか」と呼ぶ者あり）年代ですね。その年代における女性の数というのが、絶対数が今いないというところがございます。ただ、比較的若い30代、40代、もしくは20代の職員は男女ほぼ同数おりますので、その人たちを、いかに今後管理職として、男も女も対等に社会進出をしていける職場にしていくか、今これからが重要になってくるというふうに考えております。

加えて言うならば、10年前と今とで、我々管理職と係長、業務の経験年数が10年変わっているんです。平均の経験年数が、10年前は30年近く、34年管理職の平均の経験年数があったんですが、今はそれが二十何年管理職。係長で言うと、さらに同じく、やっぱり10年前より経験年数が減ってしまっていて、つまり、いろんな職場でいろんな経験をして、蓄積をして、その上で係長とか管理職になっていくと。そういうふうな組織運営はなかなか難しい部分がある。早く係長にならなきゃいけないという、そういうような組織になっているんです。そういう中で、やはり割合という数値だけを強制的に達成するためにやっていくというのは、現段階では難しいというふうに考えております。

○【住友珠美委員】 わかりました。平課長がおっしゃる、管理職になる年齢的な女性の職員さんが少ないということだったかなというふうに思うんですけど、それで、今度は20代、30代ですよ。今後につながっていくことが、本当は今後じゃなくて、私としては、年齢の、少ないかもしれないけど、優秀な女性の職員さんっていらっしゃるじゃないかと思うんですけども、そこの本当に真剣に探していただけたらなというふうには思うんですけども、それが1つと、同時に、20代、30代の方の管理職になっていくプランというのか、施策は、何かやっているんですか。

○【平職員課長】 女性に特化した形での対策というのは、今はまだちょっとできてないというか、やっていないというところがございます。ただ、管理職は今、国立市のモデルで言いますと、本当に最短だと36歳ぐらいで管理職になっていくというところがございます。そこに至るには、主任試験であったり、課長補佐試験であったり、そういったある程度本人の意向と、あとはやる気と、あと実力を尊重したパスがございますので、そこをどの程度通過していくのかというところがございます。その試験においては、男性、女性を特段何か区別しているわけではないです。ただ、現状として、ちょっと女性の職員の方の短期の主任試験であったり、課長補佐試験の受験の率は少ないというところはございます。以上です。

○【住友珠美委員】 何かちょっと平課長からはマイナス意見がすごく出ているかなと思っているんですけど、実際的に、なりたいというか、女性の管理職はふやしたいと思っていられるのかどうか1つと、それと、もしふやしたいのであれば、例えばアンケートをとってみるとか、何でじゃあその管理職が目指せないのか、環境なのかどうなのかというところは分析をする必要があると思うんですけど、そういう分析はされているのか、その2点お伺いしたいと思います。

○【平職員課長】 まさに今、特定事業主行動計画をつくっておりますし、そういった分析を今やっている最中です。

○【遠藤直弘委員長】 ふやしたい、やる気があるかどうかだけ。

○【平職員課長】 多分、ここの中で一番私があると思います。

○【遠藤直弘委員長】 職員課長が言っているんだから間違いない。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。市長、副市長、どちらか。どうですか、女性管理職、私はクォーター制なんかも導入して、やっぱり計画的にふやしていくことも、もしかしたら今の段階だと部長というモデルケースがない状態で、女性管理職の部長というモデルケースがない中でやっていくってすごく大変だと思うんですけど、その点どのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○【永見市長】 私自身は、本来であればフィフティ・フィフティの管理職がいていいんだろうと。あるいはいるのが普通だろうなと思っています。ただ、先ほど平課長が言いましたように、採用のプロセスが、職員というのは約40年いるわけです。40年勤める中において、たくさん採った年、ぎゅうっと凝縮した年とかさまざまありまして、適齢の年齢のときに、そういう対象となる人たちが必ずしもいないということがあります。

ですから、逆に言うと、じゃあ女性だったら誰でも上げていいのかと言ったときに、その職員をある意味ではつぶすことにもなりかねません。責任も重くなります。その意味では、本人の意思を尊重しながら、なおかつどうやって近づけていくかということが一番課題だと思います。

そういう意味では、クォーター制という言葉になりますとかなり難しい要素はありますけれども、目標量を見据えて定めながら、その可能性へ向って進んでいく。ただ、はっきり言いますと他市で結構ふえているんですよ、女性管理職。ただ、どういうところをふやしたかということ、はっきり申し上げれば、公立保育園の園長を普通は課長補佐もしくは係長なんだけど、全部管理職にして、見かけだけ、管理職、女性がこれだけふえましたとあって、実際にはそういうことで無理くりやっているという実態もあります。

ですから、そういうような無理くりではなくて、実質的に女性が責任を持って活躍できるような、そういう行政のあり方を模索しながら、着実に、管理職と言わず、部課長だけではなくて、責任ある仕事に女性がしっかり務めると。女性の方というのは、ある意味で言うと専門職の方は管理職になりたがらないんですね。管理職になるんだったら、その仕事をきっちりと務め上げたいとかという意向も結構あるわけです。例えば福祉の現場である。それが好きでやっていて、資格も取って、これだけキャリアを積んで、現場から離れたくないという意向の、そういう専門性の高い女性もたくさんいらっしゃいます。そういう方を無理やりはぎ取って管理職にするのがいいかどうかとか、さまざまな課題がありますから、そういうこと1つ丁寧にやりながら、それではなお管理職をふやしてバランスのとれた職場づくりというのをやっていきたいと思います。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。市長、本当に目標量がどのぐらいであるか。今おっしゃったように、バランスのとれた職場。今見ても、やっぱりアンバランスかなあってちょっと思いながら見ているものですから、しっかりその点はぜひお願いしたいと思います。以上です。

○【古濱薫委員】 2ページの左側の段で、将来の人口展望と目指すべき方向性というパラグラフの3つ目の丸、今度からこれは番号を振っていただけるとありがたいですが、人口構造の変化による影響を減少させるための③番で学校教育の充実や優れた都市景観。この学校教育、人口が緩やかに減少することに対して、まちの魅力とかそういうことですかね。その1つに学校教育の充実。それでもって国立市の魅力として入ってきてもらうというようなイメージなのかなと読んだのですが、そういったときに、学校教育の充実をどのようにしていくと考えているのかお聞かせください。

○【三浦教育指導支援課長】 基本施策の5番の学校教育の充実のところを担当しておりますので私のほうからお答えをさせていただきますが、現時点においても国立市の市立学校については、学力や

その他の面においても一定の評価はいただいているところであります。ただ、ここの部分について、今後もしっかりと取り組んでいくことによって国立市の学校は魅力があるということを内外にアピールをすることによって、ここに書かれているような人口減少のところに貢献できるじゃないかというふうに考えております。

○【古濱薫委員】 ちょっと困惑させてしまったのかとは思いますが、私がなぜここを質疑したかという、そういう人口をまちに入ってきてもらうために教育というのが使われることに対して、余り聞かないことだなというか、そういうふうに教育をアピールしていくとかいうことに、よくも悪くもないんですが、ちょっと新しさを感じたから伺いたかったんですね。

今、アピールという言葉がありました。ただし、教育においては、やっぱりその周りの人にどう見えるかというよりは、実際今通っている子供たちが一番大事であって、周りからどう見えるかよりも、その子供たちの充実や子供たちの育ちを何よりも大事にさせていただきたく、これは本当にお願いで、今取り組んでくださっているインクルーシブ教育や、学力の向上であるとか、放課後、学習指導をしてくださっていることとか、そういうことを具体的に言うとそういうことなのかなと思うんですが、ただし人を集めるのには、これは本当に苦心して、市の皆さんもふだんからタウンミーティングが1とか、ゼロだったりとか、人を集めるって本当に大変なことだと思います。何度も言うようで、「もういいんじゃない」と呼ぶ者あり）済みません、古い傷をちょっとほじくってしまいました。本当に何をしてても、商売をしてても、ただ置いておいたって人は来てくれないし、買ってもしくれないし、それは本当に同じことだと思うんです。

でも、1つは、やっぱりそこにいる人たちが楽しそうに見えたり、その通っている子供たちや、保護者や、まちに住んでいる人たちが楽しそう、充実している。周りの人を呼ぶために大声を出すことも大事かもしれないけど、そこに今いる市民の充実や向上を第一に考え、やっぱり音楽フェスとかすると何万人も集まるじゃないですか。やっぱりそれはそこにいる人たちがすごく楽しそうで、行ってみたいなって周りの人が思うからまたさらに集まるわけで、教育においても、本当にその子供たちをまず第一に。しかしながら、一方で今、給食センターが新設だとか、第二小学校が建てかえだとか、ちょっと大きな節目のときなので、それは大いにアピールできる局面だとは思いますが、それをどう活用するか、今アピールとおっしゃいましたが、お考えがあるのかお聞かせください。

○【宮崎教育次長】 学校教育をお話ししたときに、一般的には今指導支援課長がお話ししたように、例えば学力とか、体力とか、また国立市として特徴あるインクルーシブ、さまざまあります。ただ、一番大事なのは、それぞれの学校が特色ある学校活動を行いながら、そこに通っている子供たちが伸び伸びと生活し、やっぱり将来的に頑張って生きていける力を育てていくことであろうと。そこをまで大切にしなければなりません。ただし、そういったところって表に見えにくいです。そうなるとうと、例えば変な話ですよ。学校の校舎が老朽化するという状況であれば、それだけで国立市の学校、転居していくのは嫌だなと思うかもしれません。ただ、私ども、これからその老朽化した学校を順次建てかえていく。そういう時期に来ておりますので、やっぱり地域と協力しながらすばらしい学校をつくっていききたい。それから、給食センターもそうです。国立市の学校に通うと、この目に見える新しい給食センターでしっかりつくってくれる。安全でおいしい給食を食べられるんだと。そういったところ。

ですから、私どもは1つ内面的なものを大切にしながらも、外形的にお示しできるもの、そういったものをいかに外に発信していけるか。そういった努力がこれまで行政においては余り得意じゃなか



ったという部分がありますので、そういった観点も今後含めて対応していきたいと、そのように考えます。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。最初に申しましたように、市に人が入ってきてもらうために、ここに教育と出てきたことに、そしてアピールという言葉が出たりして、こういったことを今までちょっと苦手だったけれど、やっていくおつもりがあるんだということで理解いたしました。ただし、給食1つにつきましても、センターはすばらしいということであるというよりかは、給食そのものだと。すばらしい給食センターですよというアピールではなく、国立市の給食は自慢だよねとか、国立市の学校に通っている子は本当に生き生きとして楽しそうだとか、つらいこととか、もちろん大変な子もいるんだけど、きちんとケアしてもらえている。セーフティネットがあるとか、そういった中身の充実を強く望んで質疑を終わります。

○【藤江竜三委員】 それでは、2ページなんですけれども、将来の人口構造の変化による影響を減少させるための若い世代の定住化の促進というふうにあるんですけれども、主な基本施策、基本施策番号で言うと、若い世代の定住化というのは、そういう基本施策として項目立てというのはされているんでしょうか。また、する予定とか、そういったものはあるんでしょうか。

○【黒澤政策経営課長】 この施策がそれだということではちょっと御答弁は難しいかなというふうには考えちゃいますが、住宅の政策につきましては、何らか触れていく必要があるだろうということで、現在検討はしているところとなっております。

○【藤江竜三委員】 若い世代が住むところで、結構家賃が高いとなかなか可処分所得がなくなって大変だとかいろいろあるかと思えますし、さまざま若い世代がお金と時間がなければ子供を産みたいと思っても産み育てることもできませんし、さまざまな文化を継承させていくということもなかなか難しくなってしまうので、ぜひともそのあたり、しっかり力を入れていってほしいと思います。

それともう一つ質疑したいところなんですけれども、3ページのSDGsの4番なんですけれども、すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。それと教育大綱の4の「しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場で共に学び、相互に成長できるフルインクルーシブ教育を目指す。併せて、児童・生徒が持つ能力を最大限発揮できるよう個別支援のために環境整備を進める」というふうになっています。

それで、私、一般質問の中でも少し触れたんですけど、物すごくできる生徒、そういう生徒もいると思うんですけど、そういった生徒についても能力を最大限発揮できるように、個別支援のために環境整備に努めるというように考えてもいいんでしょうか。

○【三浦教育指導支援課長】 今、教育大綱の4番にあるところについての環境整備のことについて御質疑いただいたかと思いますが、こちらの項目については、主にしょうがいのある児童生徒のことに特化した内容でございますので、御質疑いただいたことについては、一般質問等でお答えしているとおりに、学校の教育活動全体の中でいろいろ検討してやっていくことかなというふうに思っています。ちょっとここに書かれていることとは違うのかなというふうに考えております。

○【藤江竜三委員】 しょうがいのない児童生徒もと書いてありますけど、これは複雑な読み方をするとしょうがいのある子だけと。ちょっと私には理解しがたいんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

○【永見市長】 一般的に個別支援ということは、物すごく能力が高い子は、支援ではなくてみずから能力を高めていく環境があれば伸びていくと思います。これは、私自身が育った家庭の中において、

私の兄なんていうのは物すごく能力が高かったです。ですから、小学校のときからもう国立大学の附属小学校を受ける、あるいは中学を受ける。そういうところへ行って、それでそのまま東大へ行って、大学院へ行って、パリ大学を出て、そういうやつがいるんです。これってほっといても伸びるです。だって自分がやりますから。そういう人間というのは、自分でどうしたらいいかという環境を自分で選んでいきます。選べます。それから、そういう人たちが集まっている場所の人たちから話を聞いて、自分で選択をするような能力も持っています。

実はそうではなくて個別支援を必要とする人たちには、やはりきちっと環境を整えていくということが公立学校の第一の使命だろうと思っています。ですから、藤江委員がおっしゃることを否定するものではありません。それはだから側面的に、こういう形で、こういうところへ行けば、私は教員じゃないけども、自分の育った家庭からいけば、こういうところへ行けば、こういう環境があって、こういうことが学べる。そうすると同程度の、あるいはIQの人たちがいて、こういう経験ができるよということをサジェスションすれば伸びていきます。

ただ、一番気をつけなきゃいけないのは、そういう人は偏っている場合が物すごく強いんですよ、性格的に。私も経験していますが。そういうところをどうするかというほうが実は人間教育としては大事なかなんていうことを思いながら、教育委員会に期待をしているということを書いたのがその表現ですので御理解ください。

○【三浦教育指導支援課長】 済みません、説明が上手じゃなくて失礼いたしました。先ほど御質問いただいたのは、教育大綱で言うと大きな2番のところに入ってくる、子どもたちに確かな学力と健やかな体を養い、自ら考え、生きる力を伸ばしていくというところに入っていくかと思しますので、その部分でしっかり捉えていきたいというふうに考えております。

○【藤江竜三委員】 ぜひともしっかり捉えていってほしいかなというふうに思います。私はほっといたら伸びるという面も確かにあると思うんですけども、小学校などでほっておいて勝手にやってくれる子も確かにいるんですけど、でも、その時間無駄だよねというふうになってしまうともったいないかなということを一般質問でも言いましたけども、先が相当できるのに、教室に座ってぼんやり過ごしている時間ですと、じゃあほかのことをやらせてあげたり、ほかの才能を伸ばす時間に使わせてあげたらもっといいだろうというのがあると思いますので、ぜひともこの辺を考えてあげてほしいなと思います。

私立を受けたくても受けられないという環境にある子もいらっしゃると思いますし、また、親のほうがなかなかそういったことでいろんな援助をしてあげないと進めないといった場合もあります。そういったときに、やっぱり普通の公立中学校へ行ったときに対して、先々のさまざまな充実したのができないというふうになってしまうと本当にもったいないことだと思いますので、ぜひともそのあたりの取り組みをお願いします。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)第5期基本構想第2次基本計画の策定状況についてを終わります。



報告事項(2) (仮称) 国立市行財政改革プランの策定状況について

○【遠藤直弘委員長】 続きまして、報告事項(2) (仮称) 国立市行財政改革プランの策定状況についてに入ります。

当局から報告を願います。政策経営課長。

○【黒澤政策経営課長】 それでは、報告事項の(2)(仮称)国立市行財政改革プランの策定状況につきまして、お手元の総務文教委員会資料No.83、84に基づき御報告をさせていただきます。

まず初めに、No.83をごらんください。大変申しわけありません。実は誤字が見つかってしまいました。19ページになりますが、A3の表になっておりますが、上から項目、業務プロセス分析の活用、その次に財政健全化の取り組み方針・実施細目の未実施項目というところの3つ目のところを取組の方向性、真ん中あたりですが、「国立市社会福祉強雨議会」ということで、ちょっと強い雨の議会となっております。大変失礼しました。これは「国立市社会福祉協議会」の誤りでございます。

また、その斜め左下でございまして、外郭団体・関連団体というところの現状・課題のところでは、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり条例」が「施工」されたの「工」の字が、「工業」の「工」が「行動」の「行」でございまして。大変申しわけありません。訂正をお願いいたします。

それでは、今訂正させていただきました総務文教委員会資料No.83でございまして、これは素案になります。こちらの素案につきましては、10月23日付で委員各位にお配りしておりますので、本日をまずこちらの概要を簡単に御説明申し上げます。

素案の表紙をおめくりいただきまして、1ページから5ページにかけては策定背景と、このあたりの財政状況を載せているところでございます。

5ページの下段から7ページにかけては、これまでの行政改革、財政改革の取り組み実績を記載しております。

6ページをごらんいただきたいんですが、表の8というのがございまして。図表8でございまして。この10年ほどでございまして、市もさまざまな行財政改革を行ってまいりました。中でも、ここで文書に記載しておりますが、平成24年に財政改革審議会を設置いたしまして、この審議会の中間答申及び最終答申を受けて市のほうでも財政健全化に取り組みまして、大きな効果額を生んでいるところでございます。その後も国立市健全な財政運営に関する条例を制定しました。

また、人件費の削減につきましては、職員定数及び時間外勤務数の適正化計画を作成したことに加えまして、先ほど御審議いただきました使用料・手数料の見直しですとか、各種事務事業の見直しに取り組んでいるところとなります。

7ページでございまして、計画期間になります。こちらは、現在策定中の市の8年間の行政が定める、先ほど御報告しました基本計画と同じ期間、令和2年、2020年からの8年間としたいと考えております。

8ページ、9ページにつきましては、理念と取組方針について記載をしております。9月議会に御報告いたしました骨子案に多少の肉づけを行っております。

10ページからが主な取組でございまして。取組方針1の1つ目は、テーマ設定型タウンミーティングの開催でございまして。こちらは12月1日から始めておりますけれども、市長が直接市民と意見交換する場を定期的に設けるものでございまして。

2つ目としましては、総合窓口の設置の検討でございまして。証明書の交付等の定型的な窓口につきまして、現在はそれぞれの課でやっておりますが、ワンストップにできないかどうか検討を進めてまいります。

12ページをごらんください。取組方針2の分野でございまして。

1つ目の使用料・手数料の見直しにつきましては、さきに御審議いただいたとおりでございます。

2つ目としましては、国民健康保険特別会計における法定外繰り入れ、いわゆる赤字繰り入れの削減について記載しております。

13ページをごらんください。ストックマネジメント、公共施設マネジメントについて記載をしております。

14ページをごらんください。民間活力の導入でございます。

1つ目としましては、くにたち子どもの夢・未来事業団の活用を挙げております。

2つ目としまして、地域包括支援センターの一部委託化でございます。こちらは、年々ふえていきます対象者に対するケアプラン作成の業務量が大変増加していることから、この部分については委託化を検討してまいります。

15ページでございますが、3つ目としましては、これも陳情でございましたが、新給食センターの整備でございます。新給食センターの整備と調理業務について、PFI手法を導入することについて記載をしております。

4つ目が指定管理者制度の導入でございます。現在直営で運営しております「城山さとのいえ」と、来年4月オープン予定の「旧国立駅舎」につきましては、将来的な指定管理者制度の導入を検討してまいります。

また、国立市社会福祉協議会に現在指定管理をお願いしている障害者施設につきまして、あり方の検討を行ってまいります。

17ページ、4つ目の柱としまして、組織力の向上でございます。

1つ目としましては、電子化等の推進ということで、現在でも市役所は紙文化でございますが、時代に倣いまして、さらなる電子化で業務効率や市民サービスの向上を目指してまいります。

18ページへまいりまして、職員定数及び時間外勤務数の適正化計画につきましては、引き続き推進してまいります。

3つ目が職員の能力向上及び働きやすさ改革でございます。先ほども委員のほうから御質疑ございましたが、現在、国立市は女性管理職が少ないという課題を抱えております。男性も女性も働きやすい職場環境をつくりまして、女性職員に対するサポート体制を充実させていくほか、ワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりを進めてまいります。

19ページ、20ページ、A3の帳票につきましては、そのほか現在検討している取り組みとなります。御一読いただければと思います。

続きまして、恐れ入りますが、総務文教委員会資料No.84をごらんください。

1ページ、素案につきましては、今御報告したとおりでございます。

2のところです。素案に対する市民意見募集でございます。ただいま御説明しました素案に対しまして、パブリックコメント及び市民説明会を実施しております。そこでいただきました御意見と、それに対する市の見解を記載しているところでございます。

6ページをごらんください。ちょっと済みません、表が見つらくて申しわけありません。

一番下です。3、業務プロセス分析の実施でございます。21課に対しまして、書面調査及び担当者ヒアリングを行いまして、受託事業者より中間評価を受けております。

書面調査では、基本的にその課の所管する全ての事務事業に対し、誰が、どの程度の時間をかけて、どのような事務や作業を行っているのかを調査しております。その上で、担当者とヒアリングを行い

まして、誰がその事務や作業を行うべきか、やり方に無駄はないか、時間外勤務は平準化できないか、またA IやR P Aへの導入の余地はないかななどを検討しております。

7ページ以降について概要を御説明いたします。

7ページ一番上、市長室ですが、女性相談を福祉総務課内で行っていることから、フロアが離れているということで、マネジメントの問題点を挙げられているところでございます。

課税課では、総合窓口化の検討とR P A導入の検討が挙げられております。

8ページをごらんください。総務課では幾つかの事務につきまして外部委託化の検討が、防災安全課では「ズレ勤」を利用した時間外勤務削減が挙げられております。

市民課では窓口の委託化と、課税課同様に総合窓口化の検討が挙げられております。

9ページです。しょうがいしゃ支援課におきましては、エクセルやワードで管理されている事務事業のI C T化と、各種審議会の議事録作成を今職員がやっておりますが、委託化の検討をするようにということで挙げられております。

高齢者支援課では、これまでも市として課題となっている事業等につきまして廃止や縮小の提案がされております。

児童青少年課では、出先、これは児童館、学童でございますが、委託化の検討が挙げられております。

10ページをごらんください。まちの振興課でございます。こちらはイベントに多くの事務量が割かれているが、なかなか成果が見えにくい問題があると。また、今後、外国人の方がふえていく中での多文化共生施策ですとか空き家対策事業といった重要な事務を所管しておりますから、そちらに注力していくべきである旨が挙げられております。

ごみ減量課では、やはりイベントが多いということと、粗大ごみ処理につきましてはR P Aの検討が挙げられております。

11ページですが、下水道課では、現場の作業において、タブレットなどを利用することで、その場で写真を撮ってデータ送信などをすることによりまして、業務の省力化が図られる旨が挙げられております。

教育委員会に参りまして、教育総務課では、各学校との連絡等におきましてI C T化をすることで、学校用務員の委託化が挙げられております。

教育指導支援課では、多くの非正規職員の勤退管理等が発生していることからI C T化を挙げられているほか、児童の放課後対策については市長部局との所管整理の検討が挙げられております。

図書館に関しましては、蔵書点検の委託化ですとか分室のあり方検討が挙げられております。

12ページ、最後、会計課でございますが、現在各地でA IやO C R、R P Aの検討が進んでいることから、費用対効果が見込まれるようになった際には導入を検討することが望ましいとされております。

以上が業務プロセス分析の中間評価の概要でございます。

今後、これらを参考にいたしまして、業務プロセスの見直しと行革プランへ反映できるものはないかといったことを検討してまいりたいと考えております。

最後に、4、この行革プランの今後の予定でございますが、年明けには原案を作成しまして公表、再度パブリックコメントを予定しております。

3月議会には最終的な案を御報告しまして、年度末に庁内の決定をしまいる予定でございます。

御報告は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑・意見等を承ります。古濱委員。

○【古濱薫委員】 総務文教委員会資料No.83の縦の形のほうのA3で出てくる19ページで、ふるさと納税の取り組み強化について伺います。ここでは差が約マイナス1億4,000万円となっているとあります。大変大きい額だなと感じます。そのふるさと納税商品の品物の問題ですとかいろいろ取り上げておりましたが、最近ですと、品物もそうですけど、体験型ですとかも多くの地域では用意されていると聞きます。国立市では、そういった体験型のものって何かあるんでしょうか。

○【黒澤政策経営課長】 実はきょう、本当にきょうなんですけれども、ある市内の農業をやられている方と、体験型でちょっと商品を出していただけないかといったお話をさせていただいています。過去には体験型が1個あったんですけれども、そちらの事業者さんの御都合でとりやめておりますので、今はちょっと体験型はありませんが、今後、きょうお話しさせていただいたところとは、感触としては出していただけるんじゃないかと思っております。

○【古濱薫委員】 今は体験型はない。しかし、農業系の体験型を検討しているということがわかりました。私からのちょっと提案のようなことなんですけど、国立市のそういった地域の、国立市は南部に豊かな農の緑の地域がある。そういったことを生かしたら、今聞いてすごくいいなと感じました。

私のほうからは、もう1つ、国立市と言えば大変ロケが多いまちだと聞いています。いつも職員の方から報告で、机に置いていただいています。こんなところで撮影がありました、こんなドラマが撮られました、映画の撮影をやりましたと、大変いつも楽しく拝見しています。そういった映画のロケですとかに、見学ができるといったような体験はいかがかなと感じました。今すごく担当課長の表情がいい表情だったと受けとめますが、もちろん、たくさんその撮影って秘密で行われていたり、そんな人と呼んではいけないようなものであったりしますが、すごくそのまちにも来てもらえるし、そういった特別なロケが少しでも見られるよというのは魅力的なことだなと思います。私も、大学通りですとか、きしゃポッポ公園ですとかゴリラ公園、第四公園ですとかでたまたま本当に遭遇することもしょっちゅうあって、そうすると、俳優さんとかタレントさんがいなくても、何か雰囲気すごく楽しそうだなあって感じます。通りかかってよかったなと思ったり、これが1時間でも2時間でも見学できたら何かおもしろい商品になるんじゃないかなと考えておりました。以上です。

○【住友珠美委員】 1点だけ質疑させていただきます。

総務文教委員会資料No.83の10ページでございますけれども、取組方針1で、市民ニーズに対応した実行力ある行政運営。今回、タウンミーティングの開催、テーマ設定型タウンミーティングの開催を挙げていらっしゃるんですが、私、この間、大分タウンミーティングがふえてきたのかなという感じがしているんですけれども、これはなぜタウンミーティングという形でやっという、どうしてそのように決定されたのか伺いたいと思います。

○【黒澤政策経営課長】 これは、ここに書いてあるんですけれども、さまざま今お褒めいただき光栄でございますが、これまでも、あるいろんな政策をつくる時には、市民の御意見を伺ってということはやってまいりましたが、ここで挙げているのはテーマ設定型ということです。しかも市長が出ていくということでございます。

これは、さきにもちょっとお話しありましたが、基本計画や今回の行革プランもそうです。使用料・手数料も、市民の方になかなか来ていただけなかったという状況がございます。

ちょっと発想の転換をして、じゃ、市長がみずから出ていったらどうかということで、12月1日に

都市間交流をテーマに開催しましたところ、43名の方にお越しいただきまして、会場が本当にいっぱいになるぐらいの大盛況でございました。

このような形で、1つ視点を変えて、テーマを設定して、しかも市長が出ていくということが、市民の方からより意見をたくさん吸い上げて市政に反映していくことができるんじゃないかと、そのようなことを考えた次第でございます。以上でございます。

○【住友珠美委員】 課長、すごい着眼点だったなと思います。以前、第5期基本構想のときに行ったときに、本当に閑散とした中に、市長、副市長、教育長、部長が並んでいる中に、どうしたらいいんだらうって本当に私も真剣に、私も考えようと思って考えたぐらいだったんですけど、今回、お聞きして、このテーマ型にしたことでふえたということで、V字回復されてよかったなというふうに思いました。なので、私は、このタウンミーティング、市長が出て行って話をするので、すごく理解が深まっていくことはすごいいいことだと思いますので、ぜひこれは続けていただきたいなというふうにお願いして終わります。

○【藤江竜三委員】 とりあえず意見なんですけども、保育園の民営化などは2園、3園目もどんどん早くやってほしいなというところが、行財政改革をどんどん進めていくなら、そういうところを取り組んで行ってほしいと思います。

それと、業務プロセス診断なんですけども、行政プロセス診断、今回やって、さまざまな事業を見ていると、RPAまで行かなくとも、ICTを活用することで、結構それだけでも改善されるものは多いと思いますので、積極的に改善できるところはしていったほうがいいと思います。市役所は紙文化だから、それはちょっとなとか言っているところがあつたら、徹底的にちょっと変えていこうよということのを推し進められていただけたらと思います。

それはやっぱり市民に対しても同じで、市民の方にいろいろな申請書を求めるのではなく、電子的に処理できるものは処理していただいたほうが、市民の無駄な時間も減りますので、ぜひともよろしくお願いたします。

事業者に対しても同じです。さまざまな物品の納入書とか、請求書とか、それを紙でくださいとか言っていると、業者のほうも、今の時代、普通にメールで送ればいいのになって多分思っていると思います。そういうのを一々紙でやっていると、それもまた、市のほうはいいかもしれませんが、相手方というところも考えていただけたらと思います。

それと、業務プロセスを今回調べて、事務の効率化もそうだと思うんですけど、事務のどこにリスクがあるのかということも見えてくると思います。そのあたりをしっかりと見直して行って、内部統制というようなことがさまざまところで言われるような時代になってまいりました。その内部統制の強化、この事務を見直すに当たって、どこにリスクがあるのか、そして見直さなくてはならないのかといったことを進めていただけたらと思います。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(2)(仮称)国立市行財政改革プランの策定状況についてを終わります。



### 報告事項(3)令和元年台風第15号及び台風第19号への対応状況等について

○【遠藤直弘委員長】 続きまして、報告事項(3)令和元年台風第15号及び台風第19号への対応状況等についてに入ります。

当局から報告を願います。防災安全課長。

○【古沢防災安全課長】 それでは、報告事項(3)令和元年台風第15号及び第19号への対応状況につきまして、総務文教委員会資料No.68に基づき御報告いたします。

まず、資料の1、令和元年台風第15号への対応についてでございますが、国立市におきましては、本台風の対応といたしまして、警戒体制を配備し、市職員18名、国立市消防団75名におきまして対応に当たりました。

この台風による市内の被害ですが、倒木被害が2件、家屋等の一部損壊が3件ございましたが、このほかに大きな被害はございませんでした。

なお、資料1の(2)でございますとおり、千葉県鋸南町に、9月13日金曜日に支援職員4名、公用車2台でブルーシートや土のう袋などの支援物資を鋸南小学校へ搬送いたしました。

また、資料1の(3)でございますとおり、東京都市長会の要請によります千葉県君津市への被災地支援職員派遣に、防災安全課の職員1名を9月24日火曜日から10月2日水曜日までの8泊9日で派遣いたしました。

派遣先での主な業務内容といたしましては、罹災証明書発行にかかる住家被害認定調査の補助などの業務に携わったところでございます。

次に、資料の2、令和元年台風第19号への対応についてでございますが、国立市におきましては7カ所の自主避難所を開設するとともに、災害対策本部を設置し、市職員165名、国立市消防団75名におきまして台風対応に当たりました。

自主避難所におきまして、全体で避難者が最も多かったのは、10月12日土曜日21時の時点で393人で、各避難所の避難者の詳細につきましては資料のとおりでございます。

市内の主な被害状況といたしましては、半壊1件、床下浸水1件、一部損壊が4件あったほか、河川敷公園グラウンドの地面がえぐられるなどの被害があったほか、くにたち芸術小ホールや市庁舎等におきまして雨漏りがございました。

なお、今後の対応でございますが、特に台風第19号の対応におきましては、職員の参集や業務内容などの体制について、市民に向けての情報発信について、避難所の運営などの課題が浮き彫りになりましたことから、これらの課題や反省点につきましては既に庁内より抽出をしておりますので、今後は防災安全課だけでは解決できない課題等につきまして担当部局と調整を行った上で、年度内には国立市防災対策等推進会議におきまして取りまとめていきたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑・意見等を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 一般質問でいろいろ質問させていただいたんですけども、1つ、ほかの委員のところで聞いていて思ったところをちょっと確認したいと思います。

連絡手段として無線を主に使われていたと思うんですけども、台風のようなインターネット環境が多分残るような環境の中で、無線だけというのは非効率的というか、言った言わないとか、音が聞こえにくいとか、記録が残らないとかいう問題があると思いますので、チャットツールとかを使ったほうが情報を正確かつデータも残る形で、どういったことを言ったとか、そういった記録が残ると思うんですけど、そういったものを使用していこうというお考えはないんでしょうか。

○【古沢防災安全課長】 今回の台風につきましては、おっしゃられるとおり、主にMCA無線を活用してやりとりをしたということでございます。実際にやはり通信しづらかったといったようなとき



もあつたように聞いてございますので、今御提案いただいた内容も含めて、今後、MCAだけでいいのかということもございますので、検討していきたいというふうに考えております。

○【藤江竜三委員】 ネットが使えないときもあると思いますので、MCA無線をこういったときに練習しておくといった意味でやっておくことも大切かと思えますけれども、さまざまな媒体でより正確に情報を共有できる形を構築していただけたらと思います。

○【石井伸之委員】 くにたちメール配信の活用状況は、どのような形で活用されていましてでしょうか。

○【古沢防災安全課長】 くにたちメール配信につきましては、7回程度配信したというふうに記憶をしております。ただ、やはり件数はかなり情報発信としては少なかつたというふうに認識しております。特に今回の台風については、私、市民の方にどのような形で必要な情報を提供していくのかということは、やはり大きな課題であつたというふうには認識しておりますので、広報・広聴、そちらのほうの部門とも、今後、課題の解決に向けて話し合いをしていくといったことで課長とも話をしてございますので、今後、検討していきたいというふうに思っております。

○【石井伸之委員】 実際にそのくにたちメール配信の中で、例えば自主避難所の開設状況、もしくは多摩川の増水の情報、そういったものは流されたのでしょうか。

○【古沢防災安全課長】 メール配信では、例えば避難所の開設情報、そういったものについては配信をしていたかと認識しております。

○【石井伸之委員】 私、このくにたちメール配信が、ネット環境が生きてい中であれば、最もポピュラーな、最も効率的な形での情報発信ができる一番よいツールではないかなと感じています。残念ながら、私も正副議長で議長室にいて、市職員の皆さんが公用車を配置をして、そして何十組にも分かれて、この地域は誰が回つてというようなことを、非常に大変な努力をされていたというのはわかるんですが、残念ながらその公用車における広報という効果が余りなかつた。また、防災行政無線が聞こえないということを考えると、やはりこのくにたちメール配信を最大限活用する中で、現在の状況を発信して、そして市民の方への安心を伝えていくということが大事かと思えますが、そのあたり、くにたちメール配信の効力、また、この使い方をさらにもう一段掘り下げていくような、そういった検討・研究というのはいかがでしょうか。

○【古沢防災安全課長】 委員さんおっしゃられますとおり、このくにたちメール配信につきましては、やはり防災行政無線が、特に風雨が強いときには聞こえづらいということは私どもも以前から認識はしておつたところでございまして、いかにこのくにたちメール配信に市民の方が多く登録していただく。これは登録していただかないとメールは当然届かないということになりますので、そういった認識とか努力は少なからずしてきたということはございます。

今回の台風前も、例えば御高齢の方で、携帯をお持ちなんですけども、登録ができないという方は、御本人に許可いただいて、携帯をお借りして職員が登録したりとか、そういったこともやっていたわけなんですけれど、それでもまだまだ足りないということはございます。

ですので、引き続き、こちらのくにたちメール配信につきましては、御登録いただけるように広く周知はしていきたいというふうに考えてございます。

○【吉田市長室長】 広報の所管としても一言答弁させていただきます。

今回、市のホームページが、やはりアクセスが集中した時間帯で、非常に見えづらかつたと。なかか更新等が、東京都のサーバーを経由している関係もありまして、市民の方がホームページを見ても、

なかなかすぐに出てこなかったという事象がございました。今、委員おっしゃるように、その際にはメールというのが非常に有効だと思いますので、引き続き防災安全課とも連携しまして、まずは登録者数をふやしていく努力というのはしなければいけないと思っておりますので、さまざまな場でお一層の周知をしていきたいというふうに考えております。

○【石井伸之委員】 ぜひ、例えば老人会の集まりであったり、民生委員の皆様をお願いをする、国立市社会福祉協議会の方と連携をとる、またひらや照らすの方をお願いすると。さまざまな形で、メール配信もそうですし、もしくはLINEが使える方は、国立市のLINEというものもありますので、ぜひとも、こういった形で、いざ災害時情報を受け取るのか、この手法をそれぞれ御家庭で検討し、そして確立をしていただく。そして、さらには訓練を行う中で、いざ災害時、大地震が、想定ですけれども、発災しました。その場合は、ここの場所に逃げてくださいというような、そういった訓練を行うということを常日ごろ行うことによって、いざ災害時の備えになっていきますので、ぜひこの情報伝達、公用車であったり、防災行政無線以外の形での情報発信の方法、これはぜひとも検討・研究をしていただきますようお願いをいたしまして、終わります。

○【小口俊明委員】 まず、この資料、表の自主避難所のところ。開設時間という、開設スタートの時刻でしょうけれども、12時ということ、おおむね正午。第六小学校だけ少し時間帯を超えたということが報告にありました。

これは、さまざまな状況の中から、こういう形になったかと思えますけれども、これはどの自主避難所を指定し、どこを開設していくのかというところの考え方を、今後、やはりもう1回整理していただいて、そこはしっかりとお願いをしたいなというふうに思います。意見であります。

それともう一点、防災行政無線ですけれども、今回、いわゆる風水害、台風ということからして、非常に風の音、雨の音で音声がかき消されるという状況があって、日常からも定刻に音声を流してアナウンスしていますけれども、それすら風雨がない日常でさえなかなか難しい地域もあると。聞こえづらくらいというようなことがある中で、今回、風雨がある中では本当に聞こえないということだったかと思えますけれども、こういう災害のときに聞こえないんだといういわゆる諦め的なことで改善しないということではなく、別の形の災害のときにはやはり有効でありますし、ぜひ、日常的に聞こえない地域においては、安心のためにも、日々改善の努力を、また調整をしていっていただきたい、このように思っているところであります。

この防災行政無線の配置をふやしていくということが、かなり大きな予算も伴うことでありますし、また、いわゆるスピーカーから音が流れてまいりますけれども、アナウンスされますけれども、その向きとか角度というもの、あるいは高さもあるのもしれません。その調整ということの中では、その周辺にお住まいの皆さんの受けとめ方というのがありますし、さまざま課題があると思えます。そういった難しい状況の中でも、やはり市民のこういった災害時への備えということの中で、市民の皆様の安心・安全のために、ぜひこの防災行政無線の聞こえ方についても、よりよい改善の方向、取り組みもぜひ検討してもらいたいと思います。一言答弁をいただければと思います。

○【古沢防災安全課長】 聞こえ方の改善ということでございますが、現在の防災行政無線、32機あるわけでございますけど、今、委員おっしゃられますとおり、なかなかこれをふやしていくということは難しいところがございますので、また聞こえないところも実際にあるんじゃないかといったところもあろうかと思えます。聞こえ方なんかについても、今後、緊急というか、課題として調整していきたいというふうに思っております。

○【住友珠美委員】 ほかでもさまざま質疑させていただいたんで、1点だけちょっとお願いしたいんです。台風第19号の10月12の日だったんですけど、重度しょうがいしゃの方の安否確認を他市に住んでいる親族の方からお願いされ、議長を通じまして確認をさせていただいたところでございましたが、やっぱり重度しょうがいしゃの方は、避難とかいろいろ勘案したときに、すごく大変なところにありますし、要配慮者というところもあるんですけど、しょうがいしゃ支援課を含め福祉の部署との連携というのは今回しっかりととれたのか、確認だけさせていただきたいと思います。

○【古沢防災安全課長】 この辺も、しっかりととれたのかと言われてしまいますと、やはりいろいろな課題があったのではないかというふうに思っておりますので、こういったしょうがいをお持ちの方についての避難につきましても……

○【遠藤直弘委員長】 やったものだけ。（「そうね。お願いします」と呼ぶ者あり）

○【大川健康福祉部長】 今回に先立ちまして、まず台風が来るというような前日から、こちらのほうで把握させていただいております、人口呼吸器の方々の突如の停電のときのための対応策として、蓄電池をこちらのほうで持っていますので、それを配備できるような形で準備をし、実際にそういった停電のときにはどのようにするかを防災安全課とも協議をした上で、その場に合った対応ができるような形で職員にも周知をし、一応計画をしていたというようなことがございます。

あと、あわせて要配慮者の方々へアンケートを福祉のほうでお送りしまして、それが戻ってきております。全体ではございませんが、まだお返しいただけていない方に、また今年度中に郵送してお答えいただくようなお願いをしていきますけれども、その中からも、その方がどのような状況で地域でお住まいになっていらっしゃるかというデータがございますので、それを防災安全課と福祉総務課で共有しているシステムの中に入力しております。それを、今回、ハザードの対象の地域の方々に関しましては、こちらで事前にアウトプットしておきまして、それをまとめて、いざというときに職員が動けるように、これは防災安全課とも協議をした上で対応の準備をしたとようなことがございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今の部長の御答弁を聞きまして、しっかりその準備をされて、計画も練られたというところで、すごく安心いたしました。今後もぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○【古濱薫委員】 この資料の1ページ右下の自主避難者の避難者数等、ここに避難者人数が書いてありますが、こちらは女性、子供などの内訳はわかるのでしょうか。

○【古沢防災安全課長】 申しわけございません。今この内訳の資料は持ち合わせてないです。

○【古濱薫委員】 今なくても、調べてはいるということでもいいですか。

○【古沢防災安全課長】 後ほどお答えできます。

○【古濱薫委員】 具体的な数字というよりは、一般質問の中で他の議員にもありました、集会所ですとか、避難所の形態、性質によって畳の部屋があるよですとか、そしたら小さい子供さんがそこで過ごしやすいですとか、そういうことで、そういう誘導ができた結果の人数であるのかなとか、六小と一小だと、間に住んでいる方は、六小と一小というよりは集会所と小学校だったら畳の部屋があるほうの集会所がいいとか、あと、しょうがいのある方だったら車椅子のまま入れるのかとか、そういった女性、子供、弱い立場の方々への誘導をしようとしたのかとか、そういった観点はあったのかとかってちょっと教えてください。

○【古沢防災安全課長】 報告の中では、車椅子の方がお見えになったということがございました。

それに関しまして、同性の関係とかで丁寧に対応したといったことでの報告を受けてございます。

○【古濱薫委員】 わかりました。やっぱり大雨の中、小さい赤子を連れて、おんぶしたり、抱っこしたり、荷物も持ってというのは本当に大変なことだと思いますので、効率よく御自身が過ごしやすい場所に行けるように、ここは畳の部屋があるとか、そういったことの周知が今後必要なのかなと思いますし、すごく突発的なこういう災害のときで、職員の方の対応も大変だとは思いますが、こちらの方が過ごしやすいですという何らかのそういった誘導がなされることを今後も望みます。

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(3)令和元年台風第15号及び第19号への対応状況等についてを終わります。以上で、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもって総務文教委員会を散会といたします。

午後4時33分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和元年12月12日

総務文教委員長

遠藤直弘